

令和8年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第3号）

令和8年3月2日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（18名）

1番	金澤雅哉	2番	高橋美千子
3番	戸村ひとみ	4番	常世田正樹
5番	伊藤春美	6番	伊場哲也
7番	平山清海	8番	崎山華英
9番	永井孝佳	10番	井田孝
11番	島田恒	12番	片桐文夫
13番	遠藤保明	14番	宮内保
15番	飯嶋正利	17番	伊藤房代
18番	木内欽市	19番	松木源太郎

欠席議員（1名）

16番 宮澤芳雄

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	柴栄男
教育長	向後依明	秘書広報課長	寺嶋和志
行政改革推進課長	椎名実	総務課長	向後稔
企画政策課長	榎澤茂	財政課長	池田勝紀

税 務 課 長	多 田 仁	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	大八木 利 武	保険年金課長	大 網 久 子
健康づくり 課 長	黒 柳 雅 弘	社会福祉課長	向 後 利 胤
子育て支援 課 長	八 馬 祥 子	こども家庭 課 長	石 橋 康 司
高齢者福祉 課 長	椎 名 隆	商工観光課長	金 杉 高 春
農水産課長	伊 藤 弘 行	建 設 課 長	齊 藤 孝 一
都市整備課長	飯 島 和 則	会 計 管 理 者	戸 葉 正 和
消 防 長	常世田 昌 也	上下水道課長	向 後 哲 浩
教育総務課長	飯 島 正 寛	生涯学習課長	江波戸 政 和
スポーツ振興 課 長	林 甲 明	監 査 委 員 長	杉 本 芳 正
農業委員会 事務局 長	金 谷 健 二		

事務局職員出席者

事 務 局 長 穴 澤 昭 和

開議 午前10時 0分

○議長（宮内 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

ここで、皆さんに申し上げます。

一般質問の方法については最初、一括質問、一括答弁で行い、再質問以降は一問一答で、一つの問いに一つの答えを返す方法で通告した項目順に行います。

また、質問の回数は制限せずに、時間は質問と答弁を含めて60分以内とします。

なお、議事運営の能率を図る上から、質問、答弁は明確かつ簡潔にお願いいたします。

◎日程第1 一般質問

○議長（宮内 保） それでは、日程第1、一般質問を行います。

◇ 島 田 恒

○議長（宮内 保） 通告順により、島田恒議員、ご登壇願います。

（11番 島田 恒 登壇）

○11番（島田 恒） おはようございます。議席番号11番、島田恒です。

本定例会において一般質問の最初の発言者として、登壇の機会をいただきました。ありがとうございます。

昨年12月の我々の市議会選挙を経て、新たな顔ぶれも加わって、新しい議会構成の下で迎える最初の定例会でもあります。改めて市民の皆様からお預かりした一票一票の重みを胸に刻みながら、身の引き締まる思いであります。

さて、本市は、農業をはじめとする基幹産業に支えられて、豊かな自然と人のつながりの中で発展してきたまちでもあります。しかし、一方で担い手の不足、人口減少、公共施設の

老朽化、それに伴う財政負担の増大ですとか、時代の変化とともに新たな課題にも直面しています。こうした状況の中、我々議員にはそういう課題を正面から受け止めて、地域の皆様の声に耳を傾けながら、将来に希望の持てる道筋を示していく責任があると考えております。

本日は、基幹産業である農業の振興と、それから公共資産をどうマネジメントしていくかと、二つのテーマについて質問いたします。いずれも本市のこれからを考える上で重要な課題であります。行政と議会が知恵を出し合って、市民の皆様と共に前に進んでいくための建設的で実りある議論となることを願い、一般質問を始めさせていただきます。

まず、大きい項目の1点目です。基幹産業である農業の振興について、(1)として、持続可能な農業経営支援についてです。

資材価格の高騰を受けて、農業経営の継続が相当厳しい、難しいという声が現場から聞かれますけれども、市として現在どのような取組を行っているのかをお伺いしたい。

(2) 担い手の確保と次世代農業の育成について。

この担い手が深刻化する中で、新規就農者と後継者の確保について現状をお伺いします。

(3) 本市には農業由来の循環利用が可能な資源が多数存在していますけれども、十分に循環利用されているのか。いわゆるバイオマス資源の現状と認識についてお伺いしたいと思います。

大きな項目の2点目、資産マネジメント戦略についてであります。

(1)として、公共の跡地を保有し続けることによる維持管理費等の増加がこれから懸念される中で、現在進めている学校統合に伴う跡地利用の基本方針について、どのような考えの下で検討しているのかをお伺いしたい。

(2) 公共施設の老朽化が進行して大規模な改修が予定され、懸念される中で、施設の集約化、廃止等について、その状況と今後の方向性についてをお伺いしたいと思います。

再質問については質問席で行わせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(宮内 保) 島田恒議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

(市長 米本弥一郎 登壇)

○市長(米本弥一郎) 私からは、質問項目2、資産マネジメント戦略についての(2)公共施設の集約化及び複合化の方向性についてお答え申し上げます。

人口減少や少子高齢化という大きな社会構造の変化に直面する中で、公共施設の在り方は、今、大きな転換期を迎えています。本市では、合併前の市や町の単位を基準とした施設配置

から脱却し、将来的な人口構成の変化などを見据えた市全体の最適配置を実現するため、また、公共施設の持続可能性を高めるため、総量縮減を図っております。施設を更新する際には、複合化や集約化を検討するほか、他の施設の用途変更による有効活用を行っております。

公共施設の総量縮減は、従来の施設を利用している方にとって、一部ご意見もあることと思いますが、10年、20年先を見据え、市民の皆様と協調して着実に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、1の基幹産業である農業の振興についての（1）から（3）までについてご回答申し上げます。

初めに、（1）のどのような経営支援を行っているかについてですが、資材価格の高騰に対する支援といたしましては、令和7年度に千葉県による肥料価格高騰緊急支援事業や、畜産農家に向けた飼料価格高騰に対する支援が行われ、令和8年度についても同様に行われる予定となっております。市としての独自支援はございませんが、県と連携しながら、これらの周知に努めてまいります。

現在の物価高騰につきましては、その影響は農業資材に限らず多岐にわたっております。生産物への価格転嫁が進んでいるものも一部見られますが、一時的な対策ではなく、引き続き各種補助制度などを活用した総合的な農業振興に努めてまいります。

続いて、（2）の新規就農者や後継者の確保についてですが、農業の担い手対策として、新規就農者や後継者の確保は非常に重要だと考え、各種支援を行っております。

令和6年度から新たに支援対象となった新規就農者は、国の支援対象となる独立就農が1名、転入者農業チャレンジ支援の対象となる雇用就農が6名、親元就農が7名、令和7年度は独立就農が4名、雇用就農が4名、親元就農が5名となっており、様々な形態で新規就農者の確保に一定の成果が得られているものと考えております。

続きまして、（3）のバイオマスの現状と認識についてでございます。

本市は、畜産をはじめとした農業が盛んな地域であり、多くのバイオマス資源が存在しております。現状では、個々の農家による肥料利用や耕畜連携による活用は見られるものの、資源の収集や供給体制、利用先の確保など十分に整っておらず、地域全体での循環利用には至っていないのが実情であります。

以上です。

○議長（宮内 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 私からは、2の（1）学校統合に伴う跡地利用の基本方針について、どのような考えの下で活用を検討していくのか、ご回答いたします。

本市では、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画において、それぞれの公共施設の管理に関する基本的な考え方を示しております。さらに、学校につきましては、令和3年6月に学校再編基本方針を策定し、地域の合意形成を得ながら再編を進めております。

そのような中、再編により使わなくなった学校施設の利活用については、令和6年11月に旭市学校施設利活用基本方針を策定し、明確な方針の下で検討を進めていくこととしております。具体的には、地域住民の利用等、ニーズを踏まえた利活用、行政需要への対応、民間事業者等による利活用の三つの観点を重視し、検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） どうもありがとうございました。

1項目めから再質問させていただきたいと思います。

まず、1項目めの（1）です。農業支援についての再質問でありますけれども、県の制度と連携しながら、現場への周知を行っているという答弁がございました。この資材価格の高騰というのは一時的なものではなくて、恐らく農業経営そのものに今後も様々な影響を及ぼしていると感じております。

そこで次に、今、行っているこの農業支援策は経営費の増加、コストプッシュ型のコストアップと言いますが、に対して十分な効果を発揮しているかと市としては評価しているのか、特に小規模・中規模農家にとって支援が行き届いていないのではないかという声もあるんですけれども、その点についてどのように把握しているかお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 補助事業につきましては、大規模化による経営基盤の強化やスマート農業の推進など、農業経営の課題解決や新たな挑戦などを支援する事業が多く、対象が限られております。

補助事業の実施者は、リスクのある先進的な取組などについて補助事業を活用していることが多く、産地力向上など市全体への波及効果などが期待できると考えております。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） 今、先進的な取組というものを後押ししながら、産地全体の波及効果

を重視するという考え方、大変重要だと思います。そのように受け止めました。

その一方で、その効果ですとか実績というものを客観的に把握するというのも、今後のこういう農業支援の制度設計については欠かせない視点だと思うんですけども、そこで次に、国あるいは県の補助金について、直近5年間の実施件数というんでしょうか、それがもし分かればお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 直近5年間の主な事業の実施件数でお答えをいたします。

国の補助事業は、直近5年間で3件の事業を実施しております。県の補助事業は施設や機械整備が対象の「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業で80件の事業を実施、同じく水田用機械などを整備する農産産地支援事業で3件の事業を実施しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） 多くの補助事業が、今、80件というのもありましたけれども、活用されている一方で、この制度というのが複雑で少し分かりにくいという声も農家の現場では少なくありません。

そこで、次に、この申請手続の煩雑さとか、そういう制度の情報提供というんでしょうか、そういう工夫についてどのような対応を行っているのか、市の取組についてお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農業分野の補助事業につきましては、種類が多く内容も異なり、対象者も限られることから、申請手続が難しいという意見も伺っております。制度のPRを行っていくとともに、これらの書類作成につきましては、県農業事務所や市で支援をしておりますので、事業を希望する方は、まずは相談していただきたいと思っております。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） お答えのように、まず相談してもらおうと。相談体制の充実に取り組まれている点は、さらに強化をお願いしたいと思います。

しかしながら、現場からは、国だとか県の制度だけでは十分に行き届かない。特にその中小の農業経営者というんでしょうか、についての支援が必要ではないのかという声も多く聞

かれます。

そこで次に、市独自の経営安定化支援の事業というんでしょうか、そういうものの検討についてお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 国・県の補助事業を補完する市独自の支援につきましては、国の対象とならない親元就農への支援金の給付や、転入による雇用就農への家賃補助などを行っております。

また、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業につきましては、市独自に補助を上乗せすることで、他市と比べて手厚い支援を行い、全国トップレベルである旭市のさらなる産地力強化を図っているところでございます。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） 今、お答えいただいた市独自の支援というものを含めて、この経営安定化に向けた取組というのは大変よいことだと思います。その一方で、本市の農業の持続性というものを考えると、担い手の確保というものと次世代農業の育成というんでしょうか、最大の鍵になってきます。

そこで、（2）の再質問に移りたいと思いますけれども、様々な形態で新規就農者の方々がいて、一定の成果が出ていることは大変心強い限りなんですけれども、就農後に定着して継続的に営農ができていくかどうか、これが一番重要なところだと思います。それが今後の最大の課題になってくるんだろうと思いますけれども、そこで次に、新規就農者、後継者確保に向けた現状認識について、新規就農者の定着率、離農率というんでしょうか、離農の理由について市の分析があればお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 新規就農者の定着率につきましては、直近5年間の累計でお答えします。

農業次世代人材投資資金・経営開始資金の受給者は10名で、離農者はおりませんので、定着率は100%でございます。親元就農者チャレンジ支援金は30名の交付決定を行い、うち1名が離農しており、定着率は97%でございます。転入者チャレンジ支援金は令和4年度から開始いたしましたので、4年間の累計で26名の交付決定を行い、給付中止が11名で定着率は

58%となっております。離農の理由につきましては、転出や仕事が合わなかったなど聞いております。

以上です。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） 制度ごとの定着率の差については分かりました。今後の施策の検討において、これは非常に重要なデータだと感じました。特にその農業次世代人材投資資金・経営開始資金の受給者は10名で定着率は100%だけれども、一方、転入者チャレンジ支援金については26名の交付実績に対して、11名が給付の中止、定着率が58%ということで、定着率は半分くらいということになります。こうした課題に対応するためには、やっぱり関係機関との連携というものが不可欠であると考えられますけれども、そこで、例えば大きな農業団体でありますJAちばみどりなどをはじめとする関係機関との連携体制についてお伺いをしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 関係機関との連携につきましては、総合的な技術指導、農地の利用調整などの支援を一元的に行うワンストップ支援窓口を運営することで、JAや県、農業委員会、日本政策金融公庫と連携した取組を行っております。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） 今、ワンストップ窓口というご回答をいただきましたけれども、これについては農業支援だけではなくて、行政の仕事というのは、どこでもワンストップであちらこちらとたらい回しされないような体制というのは非常に大切だと思いますし、この就農希望者にとっても非常に心強い仕組みだと感じています。ただ、その独立就農後の経営不安が離農につながるケースというのも実は私もお聞きしております。

そこで、次に独立就農後の経営不安というのが離農につながっているという指摘について、就農前から就農後まで切れ目のない支援体制というものを構築する考えはあるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 就農前から就農後まで切れ目のない支援体制につきましては、先ほど申しあげましたワンストップ支援窓口において構築しており、関係機関が一丸となり、

相談業務など多岐にわたる支援を行っております。特に独立就農者である農業次世代人材投資資金・経営開始資金の受給者の10名につきましては、定着率が100%でありますので、この体制が十分に機能しているものと考えております。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） 支援体制が機能しているという点で、100%の定着率と、これすばらしいことだと思います。今お答えいただいた10名、この方たちの、就農してからの横の連携というんでしょうか、いろんな各地にそういう方はいらっしゃると思いますので、特にそういうことについても連携を深めていけるようなサポートをいただければ、さらにいいのかなと思います。

そこで、ちょっと視点を変えてお伺いしますが、この農業経営を行う上で農地の分散だとか遊休化、それから問題になっている耕作放棄地だとかが課題となっている中で、農地の集約ですとか利用の最適化について、農地の中間管理事業の役割ですとか、関わり方について、市はどのような役割を果たしているかお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の拡大、農地の分散化などにより、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されることから、地域農業の将来の在り方を検討するため、昨年度に市内15地区で地域計画を作成いたしました。今後は、農地の集約など理想的な農地利用の実現に向け、地域ごとの話し合いを継続し、定期的な見直しに取り組んでまいります。

農地中間管理事業は、農地中間管理機構が中心となって行う農地の貸し借りを円滑に行うための仕組みで、市が策定する地域計画の目標地区に位置づけられた受け手に対して、まとまりのある形で貸し付ける事業です。市は、農地を貸したい人、農地を借りたい人の間に入り、受付事務を行っております。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） 昨年の米の高騰、大混乱というような感じでしたが、そういう米の高騰を受けて、私のところにも新たに稲作経営を拡大したいですとか、あるいはその遊休水田を整備して新たに始めたいという要望、ご相談も実は何件か受けます。これは耕作放棄地の解消というのは環境問題にも関わってきます。よく耕作放棄地だと、ごみをぼんぼん捨てられたりしますので、見えないというようなこともありますので、本市こそ、今お話し

いただいた既に固まった地域計画について積極的に進めていただきたいと思います。

次の（３）のバイオマス資源のほうに移りたいと思います。

このバイオマス資源ですけれども、再質問です。この自然由来のバイオマス資源というのは、管内に本市に豊富に存在しています。地域全体で循環利用には至っていないという先ほどのようなご回答、現状認識はそのとおりで、私も同感であります。

そこで次に、今までも私は議会で何度か質問していますけれども、バイオマス産業都市という、そういう指定があるんですが、この制度の概要、あるいは指定要件、指定自治体の状況について、市としてはどのように認識しているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） バイオマス産業都市制度は、家畜排せつ物、食品廃棄物などのバイオマスを有効に活用し、エネルギーや製品として地域内で循環させ、新たな産業雇用を生み出す取組を国が支援する制度であります。地域資源の有効活用や循環型社会の形成に資するものであると認識しております。

認定を受けるには、バイオマス産業都市構想を作成し、国の選定を受ける必要があります。全国では104の市町村が認定を受けておりますが、千葉県内におきましては現在のところ認定を受けている自治体はございません。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） 今、課長のほうから全国で104の自治体が指定を受けていて、千葉県ではないんだということですがけれども、なぜだったのかなという気もするんですが、この制度の意義と全国的な動向についてはご回答のとおりでありますけれども、このバイオマス産業都市に選定された自治体というのは、私もいろいろ調べてみたんですが、国の補助金の優先採択ですとか、あるいは民間事業者の参入促進ですとか、エネルギーコストの削減、あるいはよく言われます化学肥料の使用量の削減だとか、農業経営と環境対策を一緒に進めるという効果が報告されています。こういう効果が本市農業の持続性だとか、あるいは競争力を強化すると、可能性について市はどのように考えておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） バイオマス産業都市に指定された自治体におきまして、エネルギー

ーコストの抑制や化学肥料の低減といった一定の効果が報告されておりますが、大規模なバイオマス施設を導入する場合には、多額の初期投資や採算性の確保など、課題も多いものと認識しております。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） このバイオマス産業都市と、産業都市という言葉ですので、そういうことからか、何か都市の仕組みそのものを変えてしまうような、そんな感じも受けるのかなと思うんですけれども、確かに事業によっては、例えば大きなプラントを建てましょうということになると、初期投資が莫大なものになるということは、あるいはその採算性の課題はどうなるんだということもあるんですけれども、そういう必要な点はありますけれども、だからこそいきなりこれを事業化するというのではなくて、まずはその調査ですとか研究に着手するということが現実的なんだろうと思います。

そこで次に、この庁内連携について、環境問題もある、農業問題もあるという中で調査研究の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 現在、市では飼料用米やWCSなどの飼料用作物を生産し、その農地へ堆肥を還元する資源循環による耕畜連携を進めているところでございます。

市といたしましては、直ちに具体的な構想策定に着手する段階には至っておりませんが、今後の農業振興や資源循環の在り方を検討する中で、国や他自治体の動向も踏まえつつ、関係課間で情報共有を図りながら調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） ありがとうございます。

このバイオマス産業都市構想というのは、単なるエネルギー政策だとか農業振興策にとどまらないということを改めて申し上げたいと思うんですけれども、今回はあまり深く踏み込んでいませんけれども、このバイオマス都市というのは、実は本市が長年抱えてきた、例えば畜産ふん尿問題に起因する市内全域の臭気問題、実は私、昨日の夜もうちに帰りましたら、夜そういう臭いがずっと空から落ちてくるような、そういう状況があるんですけれども、そういう畜産ふん尿に起因する市内全体の臭気問題という課題を根本から解決する可能性もある政策だと考えております。畜産農家の方々も大変苦慮されている課題でもあります。こういう問題は、生活環境だとか定住促進、さらには農業のイメージ向上にも直結するような重

要な問題であって、これまで十分に体系的に調査とか研究がされてこなかったなという気にも私もなります。ですから、資源循環、今ご質問しましたけれども、そういうものと加えて、この環境対策を両立させた具体的な検討に着手すべきと考えております。このことについては、改めて別の機会に改めてご質問させていただきたいと思っております。

次の項目に移りたいと思っております。項目2の資産マネジメント戦略についてです。

跡地利用のことについてですけれども、その再質問です。基本方針として、先ほどお答えいただいた跡地利用には、地域ニーズ、行政需要、民間活力の三つの視点を重視されているんだと、これは大変重要だと思っております。

そこで、こうした多角的な検討を実効性のあるものにするためには、庁内の連携、体制だとか意思決定のプロセス、どこでどう決めるんだよと。これが大変大切なことだと思っております。学校跡地活用の検討に当たっては、庁内のどの部署が関与して、どのような体制で意思決定を行っていくのか、その検討体制とその意思決定の仕組みというんでしょうか、それについてお伺いをいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 学校施設の利活用に当たっては、旭市学校施設利活用基本方針において、旭市庁議等設置規程に基づく専門委員会を設置し、関係課による組織横断的な体制で検討を進めることとしております。

利活用の検討過程では、基本方針を踏まえ地域の意向等を配慮した上で、施設ごとに利活用計画案を作成します。計画案については庁議に報告の上、検証し、市議会への報告、地域への説明の上、決定をいたします。

また、学校施設の利活用は、本市の上位計画である旭市総合戦略、旭市都市計画マスタープラン、旭市公共施設等総合管理計画との整合性を図ることとしております。

以上です。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） 今、課長のほうから、専門委員会を設置して、庁内横断的な体制で検討を進め、議会、地域にも丁寧に説明していくという、この流れは透明性の確保という面でも大切だと思っております。

そこで次に、じゃ、具体的にどのような活用手法というものを想定しているのか、より実務的な観点からお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 本市では、施設の有効活用を図るため、複数の選択肢を優先順位をつけて検討することとしております。

1番目は、市施策における利活用です。行政需要に応じた公共施設としての利活用が見込める場合は、優先して検討いたします。

2番目は、公共・公益的団体等による利活用です。公共団体や公益的団体、民間事業者が計画する公益的事業の内容等を精査し、利活用について検討します。施設の改修費用は、団体等が全額負担する条件で貸し付けます。

3番目は、民間事業者等による利活用です。民間事業者等が計画する事業内容等を精査し、利活用について検討します。事業提案を募集し、有償で売却・貸付けいたします。

4番目は、取壊し及び更地での利活用です。施設の利活用について実現性がない場合、取壊し売却等を含め、更地での利活用について検討いたします。

以上です。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） ありがとうございます。1番目から4番目と説明いただきました。この優先順位というものを明確にした上で整理していくと、判断の基準として大変分かりやすいし、現実的な考え方であると、そのように受け止めました。

一方で、活用に至るまで、決まればそれは活用になるわけですが、未利用のままで保有する期間が長ければ長いほど、そのときには財政負担もどんどん膨らんでいくわけですが、それが今後の課題になるのではないかなと思いますけれども、そこで、次に維持管理費の考え方についてお伺いしたいと思います。未利用のままで保有した場合の維持管理費はどのようなものが想定されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 現時点において詳細な金額までは算定しておりませんが、施設を未利用のまま保有した場合の維持管理費につきましては、建物の維持管理費用として、建物や設備の点検費用、警備等の防犯対策に係る費用、保険料等が必要となり、敷地の管理費用については、除草業務、あとは樹木の剪定の費用が必要となることが想定されます。

以上です。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） ありがとうございます。未利用のままでも相当の維持管理費というのは発生することも考えますと、この跡地利用をできるだけ早期に具体化していくということが、財政面からも極めて重要なんだろうなと思います。

そこで、次にちょっと視点を広げまして、学校跡地に限らず市全体の公共施設をどんなふうに管理していくのか、将来、次世代に負担を残さない形で再編していくのかという、そういう観点から、次の（2）の公共施設全体の集約化・複合化、今後の方向性について再質問を移りたいと思います。

（2）ですけれども、先ほど米本市長からお答えいただきました。どうもありがとうございます。市全体の最適配置と将来を見据えた総量縮減という考え方は避けて通れないと思うんですが、重要な視点であると私も同様に考えます。

そこで、その考え方に基づいて、施設の集約化、複合化について現在の、今の取組状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 現在は合併に伴う類似施設で重複したサービスを提供する医療保健福祉施設、生涯学習関連施設、スポーツ施設、これについて施設の評価を実施し、これらの在り方について見直しを進めております。

今後、公共施設の持続可能性を高めるため、行政需要に応じた施設等への利活用や、更新時期の迫った類似施設の集約などを進めてまいります。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） 類似施設の見直しを中心に計画的な検討が進められているということが分かりました。

この公共施設というのは、単なる建物ではなくて、敷地も含めて地域コミュニティの拠点としての大きな役割を今までも果たしてきたということも事実だと思うんです。そこで、次に公共施設がこの地域の中のコミュニティの中心、拠点としての役割というものをどういうふうに考えるのかお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 公共施設は、地域のコミュニティの拠点として、学習、健

康、行政サービス、福祉、交流等といった多様な役割を果たしてまいりました。本市では、公共施設が地域コミュニティにおいて極めて重要な役割を果たしてきたものと評価しております。しかし、近年は人口減少と少子高齢化の進展により施設の利用ニーズが減少しており、その傾向は今後も進行するものと考えております。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） 地域コミュニティに果たしてきた役割を重く受け止めつつ、将来を見据えた中での再編が必要だという姿勢は大変重要だと思います。

そこで次に、この公共施設等総合管理計画に基づいて、集約化ですとか複合化、あるいは廃止、具体的なその検討事例について分かればお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 計画策定後、施設の集約化・複合化をした施設は、まず本庁舎、これは本庁舎と第二庁舎等です。あさひ市民センター、これは市民会館と第二市民会館等を統合しました。あと、ひかた市民センター、これは干潟公民館と児童クラブ、そのほか。あと、消防東部分署、これは海上分署と飯岡分署です。あと、ふたば保育所、これは中央第二保育所とゆたか保育所、これらが掲げられます。

廃止した施設は青年の家、農村環境改善センター、農産物直売館、海上野球場、飯岡庭球場等であります。これらの公共施設の縮減により、維持管理費及び敷地内の借地返却による借地料の軽減が図られております。

さらに、未利用市有財産として売却処分しました施設は、神西住宅跡地、仁玉スポーツ広場跡地が挙げられます。売却処分により維持管理費の削減と自主財源の確保が図られました。

以上です。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） これまでの実績を見ると、集約化・複合化による財政効果とサービスの維持の両立が具体的に進められてきたんだというお答えでありました。今後、さらにこの民間の知恵だとか、そういう民間の活力というのを積極的に取り入れていくということが、跡地の利用、施設再編の大きな鍵になっていくのではないかなというふうに私は思います。

そこで、最後に民間提案型制度の活用について具体的にちょっとお聞きしたいと思いますけれども、学校の跡地だとか公共施設を対象に、民間事業者からの提案について受け入れる仕組みは整っているのかどうかということについて、特に旧海上町、海上中の跡地について

ですが、私の知っている限りで平成30年に当時の検討委員会、私はまだそのとき議員ではなかったですけれども、諮問が出ています。読ませていただきました。これが今もって留保されているというのは、これは海上地域の学校の再編、統合候補予定地だったということも進まなかった一因であろうかなということは理解できるんですけれども、これについては一定の方向が見えた中で、旧海上中学校跡地に民間提案型制度の導入を検討するお考えはあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 公共施設等総合管理計画において、民間連携の取組方針について触れており、PPP/PFI、いわゆる公民連携を推進し、積極的に検討することとしております。

また、サウンディング型市場調査を実施する等、民間提案型の手法を既に検討、導入している例もございます。旧海上中学校跡地につきましても、サウンディング型市場調査を実施し、民間事業者からの提案を近日中に募集することとしております。

以上です。

○議長（宮内 保） 島田恒議員。

○11番（島田 恒） ありがとうございます。大分のどが鳴っているようですけれども、私もちょっとアレルギーでぐしゅぐしゅしますけれども、申し訳ありません。ありがとうございます。

少し今、難しい英語も出てきましたけれども、この取組には私考えるところ、大きく二つの考え方があるのかなというふうに思います。

まず、1番は市が自ら行うということ、廃止だとか売却も含めてね、というのがまず一つ。

それから、もう一つは、今、課長からお示しいただきましたようにPPPと、それからPFIということで、横文字が三つほど並んでいて分かりにくいところがありますけれども、このどちらも民間をどうやって活用するか。PPPというのは、パブリック・プライベート・パートナーシップと、簡単に言えば役所と民間が一緒にやる官民連携という、それからPFIというのは、プライベート・ファイナンス・イニシアチブということで、これは民間資金を活用して民間が主体となってやってもらうということですが、そういうものを決めた上で、このサウンディング型市場調査と、この旭市の意向だとか、条件だとか、そういうものを提示した中で、民間の会社と話し合いを進めて行う手法と、私もこれが一番現実的

でね、スピード感があるのかなと思います。

この旧海上中の跡地を含めて、この民間提案型の手法を積極的に活用していくというご答弁は、今後の跡地活用を進める上で大きな前進になっていくんだと思います。こういう施設、それから公共施設、全て市民の貴重な財産であります。行政と議会と地域の方々、そして民間が知恵を出し合って、大切なのは財政負担を減らしながら価値を高める資産活用というんでしょうか、そこだと思ふんですね。これを実践していくことが我々将来世代への責任なんだろうなと思います。

今後も前向きな検討と、よりスピーディーな具体的な取組を強く要望いたしまして、私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（宮内 保） 島田恒議員の一般質問を終わります。

島田恒議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時 0分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 常世田 正 樹

○議長（宮内 保） 続いて、常世田正樹議員、ご登壇を願います。

（4番 常世田正樹 登壇）

○4番（常世田正樹） こんにちは、議席番号4番、常世田正樹です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。通常ですと、冒頭、いろいろお話しさせていただくんですけども、時間配分が分からないので、すぐ質問に入らせていただきます。

私からの質問は、防災力の強化について、交通安全の強化について、農業の振興についての3項目6点の質問となります。

1項目めは、防災力の強化についてです。

(1) 災害等で停電が発生すると、電源を必要とする医療機器を使用している災害時要配慮者は生命の危機にさらされてしまうことから、本市での災害時要配慮者の命を守る体制づくりについてお伺いいたします。

2024年の能登半島地震では、停電や道路寸断により在宅での人工呼吸器、酸素濃縮器等の利用者が生命の危険に直面いたしました。バッテリー不足、酸素ボンベの輸送遅延、医療者の被災と不足が課題となり、避難所での使用環境の整備不足も大きな課題となりました。南海トラフ巨大地震、首都直下型地震、千葉県東方沖地震等の発生率が上昇している昨今、東日本大震災による被災地でもある旭市は、災害時要配慮者の方の安心・安全を常に考える必要があると思います。

そこで、災害時要配慮者を対象としたポータブル電源や予備バッテリー、自家発電や蓄電池の購入補助制度の現状と内容についてお伺いいたします。

1項目めの(2)千葉県では、平時と災害時を一体として捉えたフェーズフリー防災への取組を推進する決議が昨年2月に可決されましたが、本市におけるフェーズフリー防災の普及啓発と防災対策についてお伺いいたします。

千葉県では、2011年3月11日の東日本大震災による津波や液状化による甚大な被害、令和元年の台風15号による家屋や農業施設への深刻なダメージ、令和5年の台風13号による大雨によっても甚大な被害を受けました。また、能登半島では大地震と豪雨の複合災害によって甚大な被害が出ました。最悪の事態が起り得ることを認識し、行政、事業者、そして県民がそれぞれ主体的に災害への備えを進めていく必要があります。しかしながら、災害のために備えようとする際、費用や時間、労力、場所など多くの面で負担や制約があり、災害対策の取組が進みにくい要因となっております。

そこで、日常的に使用する物やサービス等をそのまま災害時の備えとして活用し、日常の中に防災を自然な形で取り入れることで、平時と災害時といったフェーズの境界を極力なくすことができれば、様々な負担の軽減や制約の解消、経費の節減、さらには災害時の利便性の向上が期待できます。

そこで、県ではフェーズフリー条例の策定に向けての動きがあるようですが、本市におけるフェーズフリーの取組について、市長の考えをお伺いいたします。

2項目めは、交通安全の強化についてです。

(1) 干潟小学区にある信号のない交差点について、道幅が同程度であるため、近隣住民と通行者間で優先道路に関する認識に違いがあります。交通事故の発生が危惧されるため、

何か対策は取れないのかお伺いいたします。

2月に茨城県日立市で発生した交通事故は、運転していた70代男性の車が歩道に乗り上げ、歩道を歩いていた列に突っ込み女子高校生8人が搬送、うち2人が重傷となりました。2021年6月には八街市で発生した飲酒運転のトラックが集団下校中の児童の列に突っ込み、2人の尊い命が奪われた悲惨な事故がありました。小学生の徒歩による登下校、中学生は自転車で日々登下校しております。自分の子どもたちが小・中学生だった頃はあまり意識したことはなかったのですが、子どもたちは常に無防備な状態であり、交通事故や犯罪等に巻き込まれる可能性は、我々大人よりも高い傾向にあります。

干潟小学校東側、焼き肉一力の西側の信号がない交差点は、以前より子どもたちの登下校の際の危険箇所として地元では認識をしており、停止線や優先道路を示す破線等の設置を求めておりましたが、依然として対策がなされておられません。

地域の住民は、東西の道路が優先であるという認識を持っています。焼き肉一力付近の交差点には、南北道路に一時停止の標識と停止線が設置されております。しかし、その一方で干潟保育園への送迎を毎日している保護者の中には、国道126号線を南側から横断した後、南北道路をかなりの速度で、徐行や一時停止をしないで走行してまいります。地元である私たちは徐行や一時停止をするのですが、ひやりとした経験を多くの方がしております。

交差点は左方優先が基本です。地元の人は分かっておりますが、東陽ら一めんのほうから来る車と国道から抜けてくる車が鉢合わせになりやすく、しかも死角になっていて左側が全然見えないのが非常に危ない状況です。

そこで、東西道路が優先であるという措置がなされれば、登下校をする児童、地域住民の安全が確保されます。一時停止の設置をすることができないのか、お伺いいたします。

2項目めの(2)矢指ヶ浦海水浴場前の車道が県道飯岡一宮線の抜け道として使われ、法定速度を超えて走る車が多く、歩行者が危険にさらされております。市として何か対策は取れないのか、お伺いいたします。住民の方から数回相談を受けている場所になっております。匝瑳市方面から飯岡へ向かう際、県道飯岡一宮線を鋭角に海のほうへ曲がり、矢指ヶ浦海水浴場方面へ向かい、再び海沿いを走って寿自動車がある箇所県道飯岡一宮線へ合流する道路、こちらの道路が抜け道になっており、かなりの速度で通行する自動車が多く、歩行者が危険にさらされております。また、野良猫等の動物がはねられていることも多く、速度を抑制する対策を行ってほしいという相談です。

当該エリアは、信号を2か所回避するための抜け道となっております。実際、私は矢指ヶ

浦海水浴場の駐車場で夕暮れどきに数回観察を行いました。かなりの速度を出している車が多いです。中には法定速度で走っている車を追い抜いていく車もあります。犬の散歩やウォーキングをしている歩行者が多く、夕方で見えにくいのか、歩行者との距離が近くなってからよける車も見受けられました。見えにくいのであれば、街路灯を増やしたらどうかという考えもありますが、それではますますスピードを出して走る車が走りやすくなってしまいますので、さらに歩行者の危険性が上がってしまう懸念があります。

そこで、複数の方から、この抜け道となっている道路は危ないという指摘をいただいております。これまでに地元等からの相談は本市のほうになかったのかお伺いいたします。

3項目めは、農業の振興についてです。

(1) 地域農業経営基盤強化促進計画の見直しに当たり、地区ごとの座談会が開催されておりますが、本市での計画見直しの進捗状況と、座談会の開催により見えてきた課題についてお伺いいたします。

地域農業の将来を考える座談会が昨年地区ごとに開催されました。私も農家として参加しました。農業従事者の減少と高齢化は全国規模で急激に進んでおり、旭市でも2005年には主に農業に従事している方が5,625人おりましたが、2020年には3,798人、15年間で1,827人も減少しております。平均年齢も57.3歳から63歳と5.7歳も上昇しております。60歳から80歳以上の方が65.9%、実に7割近くの農業従事者の方が定年を迎える年齢になっても現役でばりばり働いている現状にあります。驚くべきことに10人に1人が80歳以上であるという現実です。農家は退職金もなく、定年もないから死ぬまで働かなければならないんだよなという言葉、私は子どもの頃から何度も聞かされて育ってまいりました。最近では、孫が大学を卒業するまでは何とか現役で農業を続けたいけれども、最近体調が優れなくてきついんだよね。でも生き物相手だから休めないし、休んでも休業補償は出ないから収入がストップしてしまう。だから無理をしてでも田んぼや畑に出ていかなければならないんだよという現実的な話を聞きました。そういった先輩方が支えてきてくれた旭市の農業に寄り添い、次世代へつないでいくのは行政の責任ある使命であり、さらには早急な対策を取らなければならない大きな課題でもあります。

このような現状を背景に登場したのが地域計画であります。農地や農業技術等を将来にわたり適切に継承していくために、10年後の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する計画を策定し、農地集約化を進めていこうという取組です。あわせて、耕作放棄地をこれ以上増やさないための対策にも寄与します。

座談会の趣旨は理解しております。国が何を狙っているのかも分かります。しかしながら、農家の皆さんは困惑しております。目標地図に掲げている集約化のイメージは、現在分散している耕作地を機械的にまとめた図が示されております。先祖代々脈々と受け継がれてきた土地、水利権の争いがあったかもしれません。血と汗と努力の結晶である土地、さらには土地の収益性や物理性、水はけが悪い、深田や強湿田と収量が高い田んぼとを簡単に入れ替えることができるのでしょうか。たとえ収量が低くとも、自分の田んぼはそのまま次世代へ受け継ぎたいという方がいるかもしれません。公共事業ではないので土地収用権を行使することはないとおもわれますが、農地の集約化についてどのように進めていくのか、お伺いいたします。

3項目めの(2)新規就農を希望する人への対応について、農業事務所や市ではどのように行っているのか。これまでの私の経験から、希望者は農家へ相談したほうがよいと感じるのですが、市の見解をお伺いいたします。新規就農を希望する方が来た際に、どのような対応を行っているのかお伺いをいたします。

以上、3項目6点が1回目の質問となります。再質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長(宮内 保) 常世田正樹議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

(市長 米本弥一郎 登壇)

○市長(米本弥一郎) 私からは、質問項目1、防災力の強化についての(2)フェーズフリー防災の取組についてお答え申し上げます。

フェーズフリーとは、日常と非常時の区切りをなくし、ふだんの生活で使っている物やサービスをもしものときに役立てるという新しい防災の考え方でございます。本市においては、既に実施している防災給食のローリングストックや、公園へのマンホールトイレの設置などの取組がフェーズフリーの考え方に合致するものと思われまます。

災害発生時だけでなく、ふだんの暮らしも豊かにするというフェーズフリーの考え方を踏まえ、今後とも千葉県と連携しながら、安全・安心なまちづくりに努めていきたいと考えております。

○議長(宮内 保) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(向後利胤) 私からは、大きな1、防災力の強化についての(1)ポータブル電源や予備バッテリー、自家発電や蓄電池の購入補助制度の現状と内容についてということでお答えします。

在宅の身体障害者または障害児、在宅の難病患者に対して、日常生活の利便性向上を図るため、日常生活用具を給付する旭市障害者等日常生活用具給付等事業を実施しております。

本事業では、在宅療養等支援用具としてポータブル電源（蓄電池）が給付の対象となります。

ポータブル電源（蓄電池）の給付を受けることができる方は、呼吸器機能障害が3級以上の方、または同程度の身体障害者であって必要と認められる方などになり、申請により必要な調査をし、給付の決定を行います。給付上限額は6万円で、利用者負担額は課税世帯が1割負担、非課税世帯は負担なしとなります。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 私からは、2、交通安全の強化について回答いたします。

初めに、（1）干潟小学校区にある信号のない交差点について、一時停止を設置することはできないかということについて回答いたします。

当該交差点については、通学路合同点検においても危険性が指摘されており、既にクロスマーク——これは交差点中央に設ける十字型の線でございます——が設置されていましたが、さらなる対策として、一時停止の設置等が検討されました。しかし、当時は一時停止を設ける判断には至らず、注意喚起のための電柱幕を設置することとなりました。一時停止の設置について、改めて警察へ要望してまいりたいと考えております。

続きまして、（2）矢指ヶ浦海水浴場前の市道の関係について、抜け道となっていて危ないということで、地元からの相談はなかったのでしょうかということで回答いたします。

これまでのところ、地元の皆様や関係団体から当該事項に関する具体的なご相談やご要望は承っておりません。

以上です。

○議長（宮内 保） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、3の農業振興についての（1）と（2）についてご回答いたします。

初めに、（1）の農地の集約化の進め方ではありますが、議員ご指摘のとおり、農地には一筆ごとに異なる条件やそれぞれの所有者の思いがあるものと承知しております。地域計画につきましても、農業者、土地所有者、関係団体などによる協議の場を設け、見直し作業を進めているところであります。市といたしましては、この地域計画において、地域の話合いに基づき個々の農家の意向を丁寧に聞きながら、次世代の担い手が利用すべき農地に見える化

し、分散した農地を段階的にまとめ、集積・集約化の推進を図ってまいります。

続いて、(2)の新規就農を希望する方への対応につきましては、市と農業事務所や農業委員会、JA、日本政策金融公庫と連携したワンストップ支援窓口において、本格的な新規就農相談に限らず、雇用就農などを含めた様々な相談に対応しております。

相談者は、初めから自立経営を目指す方や雇用就農を希望する方、自分らしい営農形態を模索する方など様々ですが、まずは雇用就農を勧め、地域に慣れてもらい、農業経営のノウハウを学んでいただいてから独立してもらうように助言しているところであります。

○議長(宮内 保) 常世田議員。

○4番(常世田正樹) ありがとうございます。

それでは、順次再質問させていただきます。

1項目めの(1)について、補助制度については課長のご説明で理解させていただきました。しかし、蓄電池の稼働時間にも限界があり、災害の状況や停電期間によっては、必ず充電の必要が生じます。現在、市ではロザリオの聖母会をはじめとする5施設と福祉避難所の協定を締結しておりますが、以前も質問させていただきましたが、基本的には、まず一般の指定避難所に避難していただき、配慮を要する方の状況等に応じて、次に福祉避難所を開設し、利用を要する方の状況等に応じて利用いただくという2段階を要する運用だと認識しております。いずれにしましても、協定先施設の利用状況や人的体制など様々な要因により、発災時、この5施設だけでは十分な受入れが不可能となることも考えられます。電源喪失が命の危機に直結するなど、避難の際に様々な配慮を必要とする方の安全・安心のためにも、福祉避難所の増設は必要であると考えます。

そこで、公共施設で自家発電設備のある海上公民館内やこども発達センターがある海上庁舎東棟の1室をあらかじめ指定福祉避難所として提供するようにして、直接避難が可能となるようにできないか、市の見解をお伺いいたします。

○議長(宮内 保) 答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長(向後利胤) 議員ご指摘のとおり、指定福祉避難所の増設や、現在の運用における課題は継続して見直しを行い、自助・共助、それから公助の在り方も総合的に考慮して行動すべきと認識しております。

ご提案いただきました自家発電設備のある海上庁舎関連施設内の1室をあらかじめ指定福祉避難所として提供することが可能かどうかにつきましては、その1室に配慮を要する方が

集中して避難した場合の対応方法や人的な配置、また、協定を結んでおります市内民間施設との受入れの在り方などに加えて、ほかの方法につきましても協議をしながら、実現の可能性を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） 前向きな考えでありありがとうございます。

これまでも、避難の際に配慮を要する方が、平時の備えを含め、災害時にあっても地域で安全・安心な生活が送れるよう、様々な提案を行ってまいりました。

昨年3月、協定先の一つ、ロザリオの聖母会が、福祉避難所の開設運営訓練を市と連携の下、実施し、私も視察させていただきました。関係機関と連携したこれまでの市の防災力強化への取組に一定の理解はしておりますが、このたびの提案は、公共施設の全部を指定するというわけではなく、電源喪失が回避可能な一般指定避難所になっている公共施設の1室を提供できないかというものであります。何かとクリアすべき課題もあろうかと思いますが、ぜひとも実現に向けた前向きな検討をお願いしたいのですが、見解をお伺いいたします。重ねてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 電源が必要な方の避難につきましては、これまで自家用自家発電設備のある施設に避難していただきまして、その状況に応じた対応をしておりますが、今後も関係機関と連携しながら、避難者の状況に応じた対応ができるように検討してまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） ありがとうございます。災害時の際に安心して避難できる、その保障を市としてもしてあげたら、障害のある方も安心して暮らせると思いますので、よろしくお伺いいたします。課題は多いかと思いますが、市民の安心・安全のために一つ一つ丁寧に課題をクリアしていただければ幸いです。よろしくお伺いいたします。

ポータブル電源や予備バッテリー、自家発電や蓄電池の購入補助制度についての内容に戻りますが、本市においてポータブル電源の給付を受けられることができる方は、呼吸器機能障害が3級以上の方、または同程度の身体障害者であって、必要と認められる方とあります。そうしますと、障害者手帳を持っていない高齢者の方で在宅療養をされている方は、この給

付事業は使えないという認識になります。障害者手帳を持っていない高齢者の方も、災害等によって電源が喪失した際には、生命の危機にさらされてしまいます。こういった方々に対しても購入補助が必要であると考えます。年金で暮らしている高齢者の皆さんは日々の生活を節約しつつ、何とか暮らしているというのが現状です。ポータブル電源や予備バッテリーをいざというときに必要であると分かっているにもかかわらず、高額であるためになかなか手が出ないという方が多いと思うのですが、見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 呼吸器機能障害のある方は、災害時に電源が喪失された際にポータブル電源等がない場合、非常に危険な状態になることが想定されます。障害者手帳がなくても同程度の呼吸器機能障害があると判断できた場合には、補助対象として認定することができないか、関係課と協議してまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） ありがとうございます。対象者の拡充を協議していただけるとのことです。ありがとうございます。

しかしながら、自治体単独で高齢者向けの補助事業を行うには、予算的な負担が大きいかと思われまます。東日本大震災の被災地であり、これまでに蓄積した様々な経験やノウハウがある旭市が県へ働きかけ、ポータブル電源を含む災害対応の備品等への助成について訴えれば、検討のきっかけになるかと思いますので、市長から県へ要望をお願いできればと思います。回答は結構です。

次の質問へ移ります。

1項目めの（2）について、市長、ご答弁いただきありがとうございます。マンホールトイレ、もっとアピールしましょう。災害時にとっても有効な設備だと思います。いつもの楽しい公園がもしものときの頼れる避難所へと切り替わるフェーズフリー公園の機能を、さらに整備していただきたいと思います。平時と災害時を一体として捉えた防災への取組を推進する決議を県が可決しました。今後、フェーズフリーの取組を推進していく県にとって、津波被災地である旭市がフェーズフリー公園の整備に県からの補助金を必要としているという動きを見せることで、フェーズフリー補助金を創出するきっかけになるかもしれません。たとえ補助金が創出されなくとも、文化の杜公園をフェーズフリー公園としてさらに整備することで、平時には子どもたちがふだんから遊んでいる公園であると同時に、親子への防災教育

の実践の場となり、使用方法等の講習会を開催することもできます。そして災害時には炊き出しの拠点、スマホ等の充電ステーションとなります。

ここからは、旭市の防災力について幾つかお尋ねいたします。巨大地震等によって家屋が倒壊し、自宅で生活することが困難になると想定している人数についてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 私からお答えします。

まず、先ほど私、電源が必要な方の避難について申し上げたことに誤りがありましたので、訂正させていただきます。私、「自家用自家発電設備」と申し上げましたが、「非常用自家発電設備」の誤りでした。訂正させていただきます。

今ご質問いただきました大規模災害時に自宅で生活することが困難になると想定している人数、こちらのほうは約5,000人であります。

以上です。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） それでは、指定一時避難所にて受入れ可能な人数についてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 28か所の指定一般避難所の受入れ可能な人数は約1万1,500人となっております。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） さらに、備蓄している飲料水と食料の量についてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 市で常時備蓄している飲料水は約4万5,000リットルで、食料は約4万5,000食となります。この4万5,000の根拠といたしましては、長期避難となる避難所の生活者5,000人分の3食、3日分によるものです。

市民の皆様には、この自助・共助・公助のうち、日常でできる自助として、飲食料品などの備蓄、ローリングストックを広報やインスタグラムなどのSNSを通じて啓発をしております。

飲食料品のローリングストックというのは、飲食料品などを買い置きしておき、消費期限前に使って補充する、これを繰り返すといった取組となります。

また、市では官民含めた52事業所と災害協定を締結しておりまして、有事の際には物資供給をはじめとした受援体制も整えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） ありがとうございます。大規模災害時に自宅での生活が困難になり得る人数と、そして受入れ体制、しっかりと取り組まれているということが分かりました。

アルファ化米や長期保存が可能な非常食はとても高価であり、しかも賞味期限が必ず訪れます。5,000食で少ないだろうという意見も出るかもしれませんが、課長もおっしゃいましたけれども、ふだんからローリングストックによって自宅で食料の備蓄、水の備蓄をしっかりと心がけていただく啓発をお願いいたします。

在宅避難をされていて停電している場合、スマホの充電や簡易な医療機器のバッテリー充電等の必要が生じます。東日本大震災の際、当時の干潟支所で携帯の充電をさせていただき大変助かった記憶があります。ただ、電源タップはもちろん全て埋まっていたし、中には50%充電ができているのだから十分だろうと、持ち主に断りなしで引っこ抜いて、自分の携帯の充電を始めた人もおりました。また、トイレだけを借りに来る人も結構いたことを覚えております。指定一般避難所においてスマホの充電をしたい方へどのように対応するのか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 大規模災害時で長期の避難となった場合の指定一般避難所においては、電源が確保されている場合には充電場所を提供いたします。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） それでは、トイレを借りに来る人の受入れ体制について、どのように対応を想定しているのかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 大規模災害時では、断水になる可能性が高まります。避難所はもとより、自宅等で避難されている方も断水によりトイレも使用できなくなります。このことか

らも、断水時には指定一般避難所にてトイレを利用していただくこととなります。

実際に断水になった場合のトイレを確保する手段は2種類ありまして、一つ目は、災害協定による仮設トイレの借用、二つ目は市で備蓄している簡易トイレが約1万800個ございます。また、有事に備えた簡易トイレやビニール袋、トイレットペーパーなどを日頃から各ご家庭で備蓄していただくように、広報やインスタグラムなどのSNSを通じて啓発をしております。

以上です。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） 在宅避難をする市民の受入れ体制もしっかりと考えられていることが分かり、安心いたしました。しかし、大規模災害によってライフライン等の復旧が3日間以上遅れた場合、自宅に備蓄している水と食料が底をついてしまう危険性があります。その頃には公助による飲料水と食料の供給が始まっているかと思うのですが、どこで配給を行うのかという課題があります。避難所に避難している人と在宅避難をしている人でごった返すと、避難所の機能が停止してしまいます。在宅避難をしている人は、避難所とは別の場所で配給をするようにすみ分けを行うことも必要であるかと思えます。

では、どのような場所が適しているのでしょうか。市内において災害時に利活用することができる設備を備えている公園等はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 災害時に利活用することができる設備を備えている公園は2か所ございます。

一つ目は、指定緊急避難場所である市役所庁舎の西側の旭文化の杜公園内で、マンホールトイレを12基設営することが可能な下水管を設置してございます。マンホールトイレの設営・設置訓練につきましては毎年、県、近隣市、近隣消防本部などと合同で実施をしております。

二つ目は、指定緊急避難場所かつ津波避難拠点である日の出山公園でありまして、こちらは公園自体が津波から逃げるための築山となっておりまして、頂上部には倉庫が設置してあります。倉庫内には災害用のトイレ、パーゴラテント、寒さをしのぐアルミシートが備え付けられております。そのほかに雨水を利用した手洗い用の蛇口つきタンク、ソーラーエネルギーの照明、車椅子の方にも上りやすいスロープも設置しております。

以上です。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） ありがとうございます。文化の杜公園、市長からも先ほどマンホールトイレという最新式の設備があるということをお聞きしました。本庁舎もありますし、トイレの対応、スマホの充電、在宅避難者向けの炊き出し拠点として最適であるかと思われます。

ここ数年、旭市では大規模な災害がありません。台風の襲撃もなく大きな地震もありません。災害がないことはもちろん喜ばしいことなのですが、ローリングストックを以前は行っていたが、面倒くさくなってやめてしまったという方がかなり増えております。巨大地震等によって家屋が倒壊するなどして、自宅での生活が困難になると想定される人数が5,000人です。耐震改修や補強工事を行うには多額の費用がかかります。市からの補助金を紹介しても高齢だし、この家が崩れたら一緒に死んでもいいんだよという方が市内には少なからずいらっしゃいます。旭市では、地域防災計画を令和7年3月にアップデートし、いざというときの備えを万全に行っております。しかし、なかなか進まないのが自助です。何か起きても、行政や自衛隊が助けに来てくれるという甘い考えを捨てなければ、助かる命も助かりません。市民の皆様の防災意識を高める啓発活動を、さらに続けていただきたいと思います。回答は結構です。

次の質問に移ります。2項目めの交通安全の強化についての（1）について、一時停止をかけるのは警察の判断とのことで、ハードルが高いのですが、優先道路を示すドット線、破線などは市のほうで引けないのか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 現在も当該交差点の優先関係が分かりにくく、依然として危険な交差点であるとのことですので、ドット線の設置等の安全対策を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） ありがとうございます。地域の長年の心配事が解消されますので、早急に実施していただけたらと思います。

2項目めの（2）に移ります。当該道路を利用すると、信号を二つ回避でき、抜け道としての利用がひどい状況です。特に夕方、高齢者の方が犬の散歩をしていたりするのに、暗い

中で車が飛ばしていく。抜け道を利用している人々は旭市民だけではないと思われます。警察へスピード違反の取締りを強化するなどの要請をすることはできませんか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 速度抑制への対策として、警察へスピードを出す車が多いので取締りの強化をしてほしいと要望していきたいと思います。

以上になります。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） 警察の取締りが強化されても、スピードを出す車が減らないことも想定されます。物理的な対策としてハンプを設置するなど、より効果的な対策はできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 今年の9月には、道路交通法施行令の改正により、センターラインのない、いわゆる生活道路は、原則として法定速度が時速30キロメートルになり、ご質問の道路も法定速度は時速60キロメートルから時速30キロメートルへ変更されます。スピード違反の取締り強化や規制速度の変更による効果を踏まえ、それでも改善されなければ、物理的な速度抑制対策として、ハンプ等の設置を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） ありがとうございます。交通事故は被害者だけでなく、加害者も一生を台無しにしてしまいます。行政ができ得る限りの対策を講ずることで、交通事故を減らすことができれば、悲惨な交通事故で不幸になる人を減らすことができます。引き続き、市民の安心・安全を守ることにご尽力いただきたいと思います。回答は結構です。

次の質問へ移ります。3項目めの農業の振興についての（1）について再質問いたします。農家の方の話を聞く機会が多く、地域計画の進め方について、農業生産法人や集落営農、家族経営で大規模に営農を行っている農家、企業参入等、まずはその地域で大規模に耕作を行っている農家の農地を地図へ落とし込み、その後、埋まっていない空白を規模が大きい農家から順に当てはめていってはどうかという意見を多く聞きます。私はこのやり方が現実的で

あると思うのですが、実際に座談会でも同様の意見は出たのかどうかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 地域計画の目標地図につきましては、次世代の担い手に農地をどのように結びつけていくかが最も重要な課題であると認識しております。座談会では、埋まっている空白農地を規模が大きい農家から順に当てはめていってはどうかという意見はありませんでしたが、農地の集約に関しては、行政側が耕作地の交換など具体的な案を示さなければ、農家だけで集約化を進めるのは困難であるとの意見がありました。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） では、具体的に今後のやり方についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農業生産法人や集落営農組織、家族経営で大規模に営農を行っている農家など、現在、地域の農業を支えている担い手の営農実態をまずは的確に把握し、地図上に落とし込む手法が、現実的かつ効果的な進め方の一つと考えております。

一方で、地域計画は特定の経営体を優先的に位置づけるものではなく、地域全体の合意形成に基づき策定することが制度の基本であります。小規模農家であっても、意欲のある農家や新規就農者、多様な経営体が将来にわたり参画できるよう配慮するとともに、農地中間管理機構を通じた公平・透明な手続を確保することが不可欠であると考えております。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） ありがとうございます。

少し方向性を変えて、水田の耕作面積が20ヘクタール以上を有する団体数について、把握していればお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 水田の耕作面積20ヘクタール以上を有する団体等の数は、旭市の水田台帳によりますと、個人が11、団体が7、合計で18経営体になります。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） 既に大規模農家へ委託等で農地が集約されつつある傾向にあるかと思

います。それも相対がほぼ100%であると認識しております。しかし、耕作面積は狭くても、こだわりと情熱を持って耕作に取り組んでいる農家、私も有機農業をやっているのも、その一人でもあります。課長がおっしゃるように、皆さんが納得できるような地域計画の策定、それがやはり市としたら、それが一番の命題であるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、座談会へ2か所参加させていただいたんですけれども、20代、30代の若い世代の農家の参加者が少なかったようですが、これからの旭市の農業を牽引していく世代に参加していただかないと、地域農業の将来を考える座談会は絵に描いた餅になってしまいます。私が若手農家に聞いたところ、連日暗くなるまで農作業に追われているので、夕方6時に市役所へ集まれと言われても時間的に厳しい、各地域の公民館やコミュニティセンターに職員が来て夜7時過ぎから座談会を開いてくれれば、作業着のまま気楽に参加できると言っていました。今後、若手農家を参加させていくためには、開催場所と開催時間を考慮することも必要であるかと思っておりますが、見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 議員ご指摘のとおり、開催場所や時間帯の見直し、若い世代が参加しやすい環境を整えることは極めて重要であります。

今後の開催に当たりましては、より多くの方にご参加いただけるよう、開催の在り方について配慮してまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） ありがとうございます。職員には遅い時間にご苦勞をかけるかもしれませんが、地域計画をよりよいものにするために、ご配慮いただければと思います。

地域計画の策定は、広大な平野部の水田と畑が先行して行われることが想定されます。一方で、旧干潟町、旧海上町エリアに散在する谷津田や水利が乏しく大型機械が入れない畑は、集約化することは困難であり、耕作放棄地が増えていくことが懸念されます。今後、離農や機械の大型化等によって、耕作条件が不利な農地の耕作放棄地がますます増えていくことが想定されます。このような条件不利地をどのように維持していくのかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 今後、離農や大型機械が入りにくい谷津田等につきましては、耕

作放棄地の増加が懸念されるところでございます。市といたしましては、こうした農地を一律に集約の対象とするのではなく、地域の実情に応じた多様な維持方策を講じていく必要があると考えております。やむを得ず農地として維持が困難な場合においては、防災・減災機能や景観形成など、農地の持つ多面的機能を踏まえ、保全管理の在り方について地域と協議し、荒廃の進行を防ぐ方策を検討してまいります。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） 現在、本市では耕作放棄地再生事業補助金がございます。解消した農地に対し10アール当たり10万円を支払います。この取組はとてもすばらしいのですが、私は思うのです。条件不利地は、このまま何も手を下さなければ、どんどん耕作をする農家が減り、いずれは耕作放棄地になってしまうだろうと。であれば、条件不利地を耕作してくれる農家へ対して奨励金を払えば、耕作放棄地の増加に歯止めがかけられるのではないだろうか。平野部の畑は取り合いになっている現状です。ところが、耕作不利地の畑にはほとんど関心が示されません。耕作放棄地になってしまった農地を再生するために補助金を支払うのであれば、耕作放棄を防止するための耕作奨励金があってもよいのではないかと思います。見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 耕作放棄を防止するための奨励金制度を創設するには、対象農地の範囲、交付要件の公平性、営農実態の確認方法など、制度設計上の課題が多岐にわたるものと考えております。

耕作放棄地の未然防止という観点は極めて重要でありますので、既存の多面的機能支払交付金の活用、さらには地域計画に基づく担い手への円滑な農地集約を推進することにより、実質的な予防効果を高めていくことが現実的な方策であると考えております。

○議長（宮内 保） 常世田議員。

○4番（常世田正樹） 現実的な方策、今のやり方でどうにもならないと私は思っているので提案しております。山あいの農地、農道が狭い、水利が乏しいような条件不利地は、みんな耕作したくないのです。私の田んぼも干潟町の清和のほうにありますけれども、雨が降ったら軽トラでも滑ってしまうような条件不利地です。ただ、都内から来る小学生、お客さんにとっては、トトロがいるようなすばらしい景観の田んぼであると、そうって評価してくれます。ただ、それが、課長おっしゃるように、最終的には景観を整え、森へとかえっていく。

それもありかと思うんですけれども、それよりは給食で使うお米をつくる、そういったような田んぼのまま残ってくれたらと私は思います。

はるか昔の先人の方が山や丘を切り開いて、農地として整備したかけがえのない土地ですから、森や草原として再び自然に戻るのも、また自然のことわりなのかもしれません。抜本的な解決方法は現段階では見つからないと思いますので、耕作放棄地を増やさないまちづくりを継続的なテーマとして、私自身もしっかり考えていきたいと思います。

3項目めの(2)について、理想と現実、指導する立場にある人は理想を述べます。実務に携わる人は現実を述べます。私は指導する立場から農業の世界に入ったので、よく分かります。これまでの経験から、新規就農を希望している人は、役所や普及員に相談するだけではなく、作物の栽培や経営については、現場の農家に直接相談したほうがよいと考えます。

最近、市内指導農業士の方が若手の農業士の方々と新規就農希望者をサポートするチームを立ち上げました。農水産課、農業事務所、JAへ就農相談があった場合、まずはサポートチームにつなげて圃場見学や相談窓口となること。その後、研修を希望した場合、チーム所属農家が受け入れるという流れをつくりたいそうです。

このチームの中心的な立場の方から相談されたことがあります。以前、新規で就農した若者がいたそうです。最初は元気に地元の集まりにも参加していたそうですが、だんだん人と顔を合わせなくなり、気がついたら離農し、どこかへ転居していったそうです。その経験を踏まえ、就農する前からサポートをしっかりと行い、栽培する作物の選定や農業機械等の貸出し、売り先の確保までを一貫してサポートしていくそうです。この団体に対する印象と、行政としてサポートできることとして考えられることは何かございませんでしょうか、お伺いいたします。

○議長(宮内 保) 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長(伊藤弘行) 地域の指導的な農業者でサポートチームをつくっていただいたとことでありますので、就農を希望する方にとっては、支援の幅が広がることはとてもよいことだと思っております。今後は、雇用就農や研修先の受皿としてご協力いただき、連携してまいりたいと考えております。

○議長(宮内 保) 常世田議員。

○4番(常世田正樹) ありがとうございます。

現在、新規就農者は全国で取り合いになっております。気候が温暖で栽培可能な農作物の

種類が豊富な旭市、これまでも地域おこし隊の方が移住・定住の相談会等で旭市の農業をアピールしてくれましたが、なかなか決定打を打つことができないと相談されたことがあります。栽培可能な農産物の種類が多いということはよいことなのですが、入り口、間口が広過ぎて作物を選び切れないという点が挙げられます。

もう一つの理由としては、規模が小さい自治体ほど血眼になって新規就農者を確保しに来ております。つかんだら絶対に離しませんよという危機感を感じながら、しっかりとサポートを行っております。だから新規就農者が増えていくのは当然だと、その地域の自治体の職員に聞いたらおっしゃってございました。その点、旭市では危機感が少し足りないように思います。

本市においても、農水産課と農業事務所がタッグを組んで、しっかりと取り組んでくれているとは思いますが、引き続き新規就農を希望する方が来た場合には、さらに気合を入れてサポートをお願いいたします。

質問は以上です。

○議長（宮内 保） 常世田正樹議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時 0分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 崎 山 華 英

○議長（宮内 保） 続いて、崎山華英議員、ご登壇願います。

（8番 崎山華英 登壇）

○8番（崎山華英） 皆さん、こんにちは。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき、令和8年第1回定例会において一般質問を始めます。3期目の任期となりまして初めての一般質問ですが、引き続き、誰

もが自分らしく生きていける旭市を目指し、現役世代の女性ならではの視点で次世代につながる提言を行ってまいりたいと思います。

それでは、早速ですが質問に入ります。

今回は、（仮称）北統合中学校の学校再編について、子育て環境の充実について、成田空港機能強化に対する本市の対応について、大きく三つのテーマに分かれて質問いたします。

大きな項目1、（仮称）北統合中学校の再編について、現在の検討状況と過疎対策事業債の活用方針を伺います。

本市でも急速な少子化が進む中、子どもたちにとって十分な教育機会を確保するため、令和3年に策定された旭市学校再編基本方針に沿って、市内小・中学校の再編を順次進めている状況であると認識しています。直近の状況としては、旧干潟町の3小学校区の統合小学校、ひかた椿小学校の開校が来年4月に予定されているほか、旧海上町の3小学校区を統合とする（仮称）海上地域小学校が現在の嚶鳴小学校を統合地とする方向で検討が進み、また、干潟中学校区と旭二中学区の一部学区を対象とした（仮称）北統合中学校の再編について、今後の方向性を定める地域検討会議が終わり、学校再編代表者会議が今進められていることを把握しております。

中でも、最後に挙げた（仮称）北統合中学校は、干潟地域と二中地域双方の地域検討会議が終わった中で、それぞれの検討結果に違いが出たことを承知しております。結果が分かれたことにより今後の検討にどのように影響していくのか確認していくために、まずは改めて（仮称）北統合中学校の各地域検討会議がそれぞれどのような検討結果だったのか、整理してお答えをお願いいたします。

続いて、大きな項目2、子育て環境の充実について。

子育て環境の充実については、これまでも一般質問や委員会質疑を通じて様々な政策を提案させていただきました。このたびの新年度予算案においては、全公立保育所におけるICTシステムや見守りカメラの導入が盛り込まれるほか、中でも、近隣自治体に先駆けて5歳児健診を導入とするなど、これまでの私の提言を真摯に受け止め、制度設計に取り組んでいただいた執行部の皆様に、心より感謝申し上げます。これからも引き続き、子育て世代の声を代弁しながら、よりよい子育て環境への提言を行っていきたいと思うところで、今回2点に分けて質問いたします。

（1）保育園等の保育の質向上のための取組について伺います。

初めに、市内にある公立保育所及び私立の保育園、認定こども園を対象に、毎年保護者に

向けて行っている利用者アンケートについて伺います。このアンケートをどのように集計、取りまとめし公表まで行っているか、アンケートの詳細について初めに伺います。

(2) 放課後児童クラブの民営委託に向けての進捗と今後の予定について伺います。

昨年の第3回定例会の補正予算において、市内放課後児童クラブの運営委託料について、令和10年度までにまたがる債務負担行為8億4,780万円が設定され、その後、速やかに委託事業者の公募が行われたところ、株式会社アンフィニに決定した旨の通知が、市公式ホームページでも公表されました。

先週の議案質疑において、委託事業者の他の自治体での実績と概要については分かりましたので、ここでは、実際にこれまでとどのように運営が変わるのか、具体的に内容を確認したいと思います。今後の運営で主に変更となる点は何か、お尋ねいたします。

最後に、大きな項目3、成田空港機能強化に対する市の対応について伺います。

これまで本議会で度々取り上げられている話題とはなりますが、現在、成田空港では2028年度末を目標とした機能強化に向けて、発着枠の拡大や物流機能の強化などが進められており、国際競争力の向上に向けた取組が本格化しています。今後、人や物の流れがさらに活発になることが見込まれており、こうした動きに合わせて、国や県においても農林水産物や加工品の輸出促進、地域産品の海外展開などに力を入れているところであることが、熊谷千葉県知事の発信等でもうかがえます。

本市は、空港周辺9市町の会議体に残念ながら入ってはおりませんが、成田空港や成田市場に比較的近い立地にあり、農産物や加工品など地域資源にも恵まれていることから、成田空港の機能強化による効果を生かしやすい条件を備えている地域であると考えます。

こうした中で米本市長は、昨年の第2回定例会において、成田空港機能強化を活用した地域活性化にスピード感を持って取り組むと発言されました。また、旭市第3期総合戦略において、成田空港のさらなる機能強化などの地域特性や、プラス要因を最大限に生かした取組を推進すると記載されております。しかしながら、現時点では、今後どのような施策を行っていくのか、具体的な方針や今後の予定が明確になっていないように感じております。

そこで伺います。成田空港の機能強化を本市の地域活性化につなげていくために、市長は今後どのような取組を進めていくお考えなのか、具体的にお聞かせください。

以上3項目4点、再質問は質問席で行います。

時間は、答弁も含めて今回から60分ということで限られておりますが、答弁者の皆様、焦らずで結構でございますので、分かりやすい答弁をよろしく願いいたします。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、質問項目3、成田空港機能強化に対する市の対応についての、（1）機能強化に向けて行う市の施策についてお答え申し上げます。

成田空港の機能強化に伴い、本市におきましても航空便や貨物輸送量の増加、農畜水産物の輸出拡大、航空機能や関連企業の需要増に伴う雇用機会の増加、インバウンドによる観光振興といった様々な波及効果が見込まれると考えております。一方で、空港での雇用増大による人材の流出など、想定し得るマイナスの影響についても併せて考えていかなければならないと感じております。

そこで、まずは令和8年度の事業として、成田空港機能強化に伴うまちづくり方針基礎調査を実施し、本市の立地特性などを踏まえた現状把握と、求められる需要や今後の波及効果等について分析を行う予定でございます。その調査結果を踏まえ、本市の強みでもある豊かな農畜水産物を活用した産業振興や、刑部岬・九十九里浜を生かした観光振興など地域の魅力を生かしてどのような取組ができるのか、具体的な施策について検討してまいります。

また、成田空港の機能強化への対応につきましては、本市だけではなく、県をはじめ周辺自治体とも連携・協力しながら、取組を進めていければと考えております。

○議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、私からは質問項目の1、（仮称）北統合中学校の再編についてと、質問内容2の子育て環境の充実についてのうち、（2）の放課後児童クラブの関係につきまして回答を申し上げます。

初めに北統合中学校の再編についてですが、（仮称）北統合中学校の地域検討会議につきましては、第二中学校学区の琴田小と共和小学区及び干潟中学校学区のそれぞれに設置いたしまして、いずれも5回の会議を重ね議論をしていただきました。

検討結果につきましては、第二中学校の地域検討会議では、旭市学校再編基本方針のとおり、琴田小、共和小、中和小、萬歳小、古城小の五つの学区を対象に、中学校を新築することに対しまして反対多数となりました。

会議の中では、子どもたちの数が減っているので統合はやむを得ないという意見や、中学校を新設することで周辺地域の活性化が図れる、夢のある学校づくりを期待するといった意見があった一方で、五つの学区だけで中学校を新設することは生徒数のバランスが取れない

ことや、新設の必要性や費用負担を懸念する意見があり、最終的に反対という意見でまとまりました。

干潟中学校の地域検討会議では、同様の内容に対しまして賛成多数となりました。会議の中では、第二中学校と同じような賛成、反対の意見がありましたが、干潟中学校の生徒数が少ないといった現状を踏まえ早期の再編を望むことから、最終的に賛成という意見でまとまりました。

いずれの会議でも、新設するのであれば、干潟小や豊畑小を含めた学区の見直しを検討してほしいという意見や、第二中学校や海上中学校といった既存の中学校を活用することを検討してほしいといったご意見をいただきました。

現在、それぞれの地域検討会議から選出された委員において代表者会議を設置し、双方の意見を持ち寄りながら、統合の可否について審議を行っていただいているところでございます。

続きまして、質問内容2の子育て環境の充実についてのうちの、放課後児童クラブについて、今後の運営がどのように変わるのかというところでございます。

運営に関する主な変更点は主に三つございまして、一つ目は、登降所連絡アプリの導入により、出欠連絡や児童の登所・降所の確認、クラブからのお知らせをメッセージで受け取ることができます。二つ目は、プレーアドバイザーによる運動遊び教室や英語遊び教室といった無料プログラムの実施、そのほか夏祭りなどの季節イベントの実施により児童クラブの活動の充実を図ってまいります。三つ目は、長期休業期間中のお弁当の配達サービスを導入いたします。お弁当配達サービスにつきましては、令和8年度の夏休みから実施する予定となっております。

これらの取組によりまして、質の高い育成支援と保護者の利便性の向上が図れるものと考えております。

○議長（宮内 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、私からは2項目め、子育て環境の充実について、

（1）保育園等の保護者アンケートについてご回答いたします。

保護者アンケートは、保育の質の向上を目的として実施しており、保護者へは所属する保育所等を通して配付しています。電子申請での回答となり、配付されたQRコードからアンケートフォームに進み、直接回答を入力していただきます。アンケート結果は市で集計を行いホームページで公表しております。保護者からの回答や意見は保育所ごとに集計しており

ますが、公表しているのは、設問ごとに市内保育所等全体の回答を取りまとめたものとなります。

以上です。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ご答弁ありがとうございました。

それでは、大きな項目1、学校教育の充実についてから順番に再質問させていただきます。

(1)について、北統合中学校の地域検討会議における干潟中学校区、第二中学校区、それぞれの検討結果を説明いただきました。ありがとうございます。この地域検討会議については、私も居住する地域が対象ということもあり、進捗を緩やかに注視させていただいておりました。

これまで何度か傍聴や、報告紙に載っているご意見などを拝見して感じられたのは、やはり干潟と二中で会議の序盤から委員の皆様のお声に違いが見られること。それは、統合に当たり干潟と二中の地域間で置かれている立場や背景に違いがあることが要因していると考えられますが、今答弁でご説明のあったとおり、二中学区の検討会議からは反対多数の結果となり、統合学区の見直し等の方針とは異なる意見が出たということでした。

このように、一方が反対として意向が出て、次の段階である両地区を合わせた形での再編に係る代表者会議が今始まっているわけですが、旭市学校再編基本方針によれば、代表者会議の中では、本来、統合時期や新しい学校の名称などを決めていく会議になるはずだと思えます。今回の地域検討会議を踏まえて、代表者会議ではどのような流れで検討を行うのでしょうか。

まず初めに、統合するのかもしれないのかの話合いになるのか、統合学区の見直しや統合反対の意見をどのように反映して、検討していくことになるのかをお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 代表者会議におきましては、先ほどお話ししました五つの学区、中学校を新築することについて諮問を行いまして、今後答申をいただくこととなっております。

現在、それぞれの地域検討会議の意見を踏まえて、代表者会議で審議を行っておりますが、最終的には旭市学校再編代表者会議条例に基づいて採決を行い、答申をいただく予定です。その結果、基本方針と異なる答申をいただいた場合には、教育委員会や市の内部会議におい

て、その答申の内容を踏まえて検討していくということになってまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ありがとうございます。

基本方針と異なる答申が出た場合は、その答申を踏まえて、教育委員会や市でまた検討していくということでした。こちらについては、この諮問に対してどういう流れで決めていくかというフロー図がありましたので、そちらからも確認させていただいたんですけども、つまり、琴田、共和、中和、萬歳、古城小、この五つの学校を対象に中学校を新設校とすることについてという一番最初の諮問事項に対して、万が一反対の答申が出た場合には、その次行う予定であった統合時期とか統合校の位置とか、そういった次の諮問事項に移ることができない意味であると受け取っておりますが、それで合っていますよね。

ただ、この基本方針を、私、改めて読んでみたんですが、ちょっと気づいたことがあってちょっと聞いてほしいなと思ったんですけども、それについては後で言いますね。

この基本方針なんですけれども、各地域の再編を専門的な知見や市全体のバランスを踏まえて、熟議の上で作成したものであると認識しています。つまり、この市内1か所の一つのピースがずれてしまうことによって、ほかの地域についての方針がどんどんずれてきてしまうことにつながるわけです。方針がずれてきてしまうことで、この特定エリアのみの統合の可否を再度議論するということは、市全体の方針の整合性にも影響する重大な判断になると考えます。

この中で19ページを見ますと、統合に対する地域検討からの統合までのロードマップイメージというのが出てくるんですけども、この中には、地域検討会議というのはそもそも統合の可否を協議するということが実は書いていなくて、統廃合についての了承を得るという表現になっています。また、代表者会議については、新しい学校について大まかな事項を決定することで、全体に一貫して、この学校再編は実施するという前提で終始方針が書かれているということ。これはあくまで方針だからというのは分かるんですけども、他の自治体においても、再編に際し地域検討会議のような場で話し合うのは、再編後の新たな学校の位置から、本市のように再編の可否については議論はあえてせず、再編は決定の上で進めていくという手法を取っているところもあるようです。

そのため、旭市の場合は基本方針と、もしかしたらもう初めから異なる状態で、地域検討会議が始まってしまっていることにならないかと、私は思っているところなんですけれども、

その後、制定した学校再編代表者会議条例においても再編の可否までを答申で出すということは明確に入っておりまして、一見地域の下承を丁寧に聞くようで、長期間にわたってこの方針のほうは議論を尽くされた内容であるんですけども、この地域の中で最終的にひっくり返ってしまって、明確なる別の方法が見つければいいんですけども、先ほど言ったようにほかの地域や学区が複雑に絡んだ問題である性質上、最後は何も決められなくなるというおそれもはらんでいるのではないかなと、ちょっと私のほうで課題提起をさせていただきます。質問等はしないんですけども、ちょっとこちらのほう、私の考えを今お伝えさせていただきます。

それに関連して次の質問に移りたいと思うんですけども、主にこの二中学区の地域検討会議からは、新校舎の建設費についての懸念の声があったと思います。近年の物価高の影響、確かに基本方針では想定し切れなかったところではあったと思いますので、北統合中学校の校舎を新設することと既存の校舎を活用すること、それぞれ選択した場合の状況を整理し、代表者会議ではその説明がされるのかお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 地域検討会議のほうでは、（仮称）北統合中学校を新設する場合の候補地や用地取得のほか、造成や建築などの工事の概算費用の内容と併せまして、干潟中学校の校舎を活用した場合の改修費用につきまして、それぞれ資料提供し、ご意見をいただきながら検討結果として取りまとめたものでございます。

また、代表者会議におきましては、新設する場合にどれくらいの時間がかかるのか、第二中学校の校舎を活用した場合はどれくらいの費用がかかるのかといったご意見に対しまして、資料の提供をしてきたところでございます。

今後も簡潔明瞭な資料提供と丁寧な説明に努めまして、委員の皆様から様々な意見をいただきながら進めていきたいと考えております。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 費用面の比較資料の提示は行っているということで、費用面以外の影響、通学など生徒の日常に関わるものが何よりも重要になってくるかなと思いますので、費用面も含めて様々な視点で比較検討ができるように、ご説明いただく必要が出てくると思います。

何より、新設せず既存の校舎でという議論も出ているということなんですけれども、やは

りそれについても、先ほど言いましたとおり、外部有識者も入って一度作成した基本方針とは異なる可能性が議論されている中で、地域住民だけでそれがいいか悪いか判断するのってすごく難しいところがあるのではないかなと思います。もし万が一それを考え直す必要があるのであれば、方針からもう一度考え直さないといけないということになってしまいますので、地域の声を大切にすることは最大限尊重されるべきですが、最終的な責任は市にあるということ踏まえて、丁寧で分かりやすい整理と説明をお願いしたいと思います。

続いてですが、仮に方針どおり北統合中学校として新たな校舎を新設するなどした場合に、過疎対策事業債が活用できる認識でおります。既にひかた椿小学校の開校のための増改築費にも活用されているものとは思いますが、工事費等のハード面のほか、事業の充実、人材投資に対する活用など、ソフト面においても具体的にどのようなことに使えるのか、確認をさせていただきます。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 過疎対策事業債は、過疎地域に指定された地域の持続的発展に資する事業に対する起債で、活用にあたっては、過疎地域持続的発展計画に位置づける必要がございます。

新たな過疎地域持続的発展計画では、（仮称）北中学校に関する事業として、ハード事業では中学校新築事業、屋内運動場新築事業を、ソフト事業では小中学校再編に係る会議等開催事業、小中学校閉校・開校式等の開催事業、小中学校民間プール活用事業といった事業を掲載しております。

これらの事業に対して過疎対策事業債の活用を検討することとなりますが、ソフト事業につきましても、起債の上限額が3,500万円ですので、他の事業との兼ね合いなども踏まえた上で、対象とする事業を選定してまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ありがとうございました。ソフト事業に活用できなくもないんですけども限度額があるということで、主にハード面、工事費などの活用が大部分を占めるであろうということは理解できました。

しかしながら、本市の過疎地域持続的発展計画というのは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいて策定されているものであり、その目的は、地域の持続的な発展を図るため、地域住民の福祉の向上と地域間の格差の是正を図ることということが挙げら

れています。

先週、伊場議員の質疑においても、恐らく伊場議員も同様のお考えを持っているのかなということが伝わったんですけども、つまり、この過疎対策事業債は単なる財源の補填としての活用ではなく、干潟地域の持続的発展という目的に沿っているのかという視点が大切であると私も考えます。過疎対策事業債を教育環境の充実や地域の魅力向上につながる施策として、今後、北統合中学校の新設において戦略的に活用していく考えはないのか、方針をお聞きしたいと思います。

若い世帯、特に子育て世帯がどこに住むかを決定する上で、学校が近くにあるかということとは非常に大きなポイントであると考えます。その中で、さらにどんな学校なのかということも非常に重要であると考えます。それを踏まえると、仮に事業債を直接は活用できないとしても、事業債を活用したことにより、それ以外の地域よりも有利に校舎新設ができることで、その分特色のある学校を、例えば校則がない学校にするとか、語弊があるといけないので解説しますと、生徒が主体となって校則を決めるような、自分で考える力を養う先進的な取組を行っている学校も県内には存在します。そういった学校をつくるためのアドバイザーを入れたり、不登校支援に特化した学習環境の整備費用、その他デジタル技術の活用など、近隣にはない特色のある学校環境をあえて干潟地域につくることで、それによって旭市内においても起こっている地域間の人口格差の是正を狙っていく、市全体の戦略として選ばれる学校、地域づくりを積極的に取り組む考えはないか、この方針、考え方について、教育長へお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明） 学校再編を進める上で、過疎対策の観点から特色ある学校づくりを進めてはとのご質問だと認識しております。

教育長の立場から回答をさせていただきます。

初めに、教育の本質について簡潔に申し上げたいと思います。教育の役割は、将来の社会を担う人材を育てる人づくりにあります。そして、学校再編は、市内の小・中学校における教育の質を高めるための取組だと、このように考えております。予測困難で激しい変化が続く時代において、子どもたちが未来のつくり手になるために、一人ひとりが備える可能性を最大限引き出し、心身ともにたくましい成長を支えていくことが学校教育の大きな役割でございます。

そのためには、一定規模の集団の中で多様な価値観に触れながら、互いに学び合い高め合うことができる、多様で魅力ある教育環境が必要でございます。目標に向かって目を輝かせた子どもたちが授業や行事、体験活動に生き生きと取り組む学校づくり、このような思いを持って教育委員会では学校再編を進めておるところでございます。

こうした学校の実現が、結果として人の流れと活気を生み出す魅力あるまちづくりにもつながるものと、このように認識しております。

引き続き子どもたちにとって最善の教育環境づくりに取り組んでまいる所存です。

以上です。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 教育長、大変ご丁寧なご答弁ありがとうございます。様々旭市に対する温かな思いですとか考えが伝わるご答弁でございました。住んでいる地域に本来関係なく、全ての子どもたちに分け隔てなく教育の機会をとということで、そして、多様な価値観に触れるということが大切だと受け取りました。

やはり特定の地域に、この学校だけにとというのはなかなか難しいかもしれないんですけども、過疎対策モデルとして、前向きに何かできることはないのかなということで、その思いで提案させていただきました。こちらについてはぜひ市の戦略として、教育長と市長と連携しながら検討いただければと思っております。

（1）については以上となります。

そして、続いて大きな項目2、子育て環境の充実についてお尋ねいたします。

（1）の保育園等の保護者アンケートについて、取組をどのように集計しているかといったことを最初の質問とさせていただきました。

この保護者アンケートですけれども、ここ一昨年度から毎年12月に実施しているものと記憶しております。私立の保育園に対しては、昨年度から2回目の実施になるかと思っておりますけれども、残念ながら2年続いて保護者の方から、ほかの園ではアンケートが来ているようなんですけども、うちの園ではアンケートがまだ届かないといった声が出ておりました。12月というとなかなか年末にかけて忙しい時期であり、可能な限り多くの家庭に回答いただくためにも、回答期間は十分設けるべきだと考えます。

今後は、どの園であっても期間に差がないように配慮いただきたいと思いますと思いますが、市としてどのように改善をしていくかお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） アンケートにつきましては、市のほうからは3週間程度の回答期間を取り、私立の各園へ依頼しております。電子申請によるアンケートの回答状況は市で随時確認できますので、アンケート開始後一定期間回答のない園に対しては確認を行い、保護者への配付を促すなどの対応をしております。

今後もアンケート期間が十分に確保できるよう、各園へ働きかけてまいります。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ありがとうございます。聞くところによりますと、回答期限1週間前にアンケートが配付されたという園もあったと聞いておりますので、保護者の皆さんの声を聞く大切な機会ですので、来年度同様のことがないように、十分に働きかけをお願いしたいと思います。

また、アンケートの集計についてはもう大変な作業だと思います。本当に職員の皆様、年末から年始にかけてありがとうございます。しかしながら、このアンケートの公表方法についてですが、現状では公立保育所と私立の園ごとに全ての園がまとめた集計グラフしか公開がされておられません。つまり、園ごとにどのような結果だったのかというのは伏せられた状況となっています。

保育の質の向上はもちろんのこと、これから保育利用を考える方にとって入園先を検討する上での大事な、重要な指標になると考えますが、園別にこのアンケートの回答結果を公表する考えはないのかお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 保護者アンケートは、保護者の率直な意見を把握し、保育の質の向上につなげることを目的として実施しております。自分の園のアンケート結果については、記入者が特定されることのないよう概要として取りまとめて、各園と共有しております。園ごとに結果を公表した場合、透明性の確保やサービスの向上につながるというメリットもあるとは思いますが、その反面、園の評判や経営に影響することも想定されるため、園ごとの公表は考えておりません。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 園ごとの公表は慎重になるお考えも十分理解できました。しかしながら、これではアンケートを行う効果が十分に生かされないと考えます。やはりアンケートを取っ

て、個別の意見には都度対応してくださっているとは思いますが、出てきた数値から、来年に向けて確かな質の向上に確実につなげていくことが求められると思います。

そこで、このアンケート結果について、一般公開はせずとも、せめて各園長先生、所長先生たちが自分の園の結果だけでなく、ほかの園がどうかなど、結果を比較して見られる体制にできないでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） アンケート結果の共有方法につきましては、今後各園に意見を聞きながら、アンケート結果をより有効に活用できるよう引き続き検討してまいります。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） よろしく願いいたします。

それでは、保育の質向上の観点で、保護者だけでなく、保育士が職場内部から声を上げる仕組みについて質問をいたします。

保育所等で働く保育士が、不当な事務やハラスメントあるいは不適切保育を発見した場合の通報窓口について、本市ではどのような対応となっているのか確認をいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 保育所等での不当な事務や不適切な保育が疑われる場合などの相談先は、子育て支援課が窓口となっております。通報案件については、情報管理を徹底するとともに、通報したことを理由に不利益な扱いを受けないよう配慮しながら対応いたします。

今後も、保育士が安心して相談できる環境整備に努めてまいります。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 保育士のそういった相談先が子育て支援課のみである点についてですが、保育所外とはいえ、どうしても市の職員ということは内部の組織には変わらないため、たとえ公益通報の保護対象であったとしても、どこかで自分が相談したことや通報したことが分かってしまうのではないかと、言わない、気づかないふりが一番となってしまう、心理的に通報自体のハードルが高いことが非常に課題だと考えております。

東京都日野市の例ですけれども、市政に関する法令違反、不当な事案、事実は隠さないという基本姿勢の下、日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例を制定

し、行政監察員を市の職員とは別に弁護士の方に外部相談窓口として、その後の調査や是正勧告を委託しているケースがあります。

保育にかかわらず、市職員全てに適用となるものですので、ここで個別の事案について言及は控えますが、これまで本市における事案もありましたように、公平かつ心理的安全性が担保される外部通報窓口を設置することを考えられないかお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 本市における内部通報に関する相談窓口は、現在、外部相談による通報窓口は設置していない状況です。内部通報があった際には、秘密保持や通報者に寄り添った対応を徹底して行うこととなりますが、議員からもあったとおり、通報先が同じ職員であると情報漏えいの不安や、そもそも通報しづらいといったことから通報を控えてしまうことも想定されます。他の自治体等を参考にしながら、外部相談窓口の設置の必要性について研究していきたいと考えております。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ぜひこちらについては検討をよろしくお願ひしたいと思います。

（2）の放課後児童クラブのほうの再質問に移りたいと思います。

放課後児童クラブ、来年度から運営がどのように変わるのか、主な変更点について答弁をいただきました。ありがとうございます。

登所連絡のデジタル化、特に今、現状は手書きによる月間利用予定表の記入、急なお休みの場合は電話連絡が必要で、日中は先生いらっしゃいませんので留守電にかけてメッセージを残すといった、非常にアナログな煩雑な部分がありましたので、慣れるまで、こちらのデジタル化については少し時間がかかるかもしれないんですけども、支援員の先生にとっても、保護者にとっても、電子で連絡が取れるということは、利便性が大変上がるものだと考えております。

子どもたちがクラブで過ごす時間の充実についても要望が多かった部分ですので、そういった新たなプログラムが導入されることには、大きな期待を持っております。そして何より、私が当初より提言していた夏休みの、長期期間中の昼食支給、これについては本当に保護者の負担が軽減されると思いますし、提言し続けてよかったなと思っております。

ですが、民間委託に当たり、利用料が上がるのではないかと懸念しておりましたが、今回やはり来年度からのクラブ利用料が、これまで平日利用の場合、月額5,000円か

ら7,000円になるといった改定がありました。

そこでお尋ねいたします。この料金改定は、民間事業者に委託することと関連があるのでしょうか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 来年度からの受託料の改定につきましては、昨今の人件費等の高騰により必要経費が増大する中で、今後も安定的に放課後児童クラブの運営を継続していくと。そのために、これまでの運営に係る受益者と国・県の負担の割合、そういったものを勘案しつつ、今年度、市の使用料、手数料、こちらの見直しに合わせて改定したものであります。今回の民間委託、こちらの関連ではございません。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ありがとうございます。ちょうど民間委託と重なるタイミングであったということで、当初関連するものだと考えておりましたけれども、そうではないということを確認していただいたので、ありがとうございます。

値上がりは利用者にとってやはりつらいことなんですけれども、サービスの安定供給のためにはやむを得ないとは思っております。その分しっかりと、それに見合ったクラブの質を確保いただくように要望いたします。

さて、委託事業者が決定するのが12月ということでしたので、ちょうど次年度の継続申請期間と並行する形であったと思います。そのため、継続の申込書類の案内があった11月終わりから12月上旬頃の時点では、いまだ民間委託に向けた詳細など明確な周知がされていなかった印象を受けております。現在までに、保護者や支援員に向けてどのように今回の民間委託について説明を行っているのかお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 周知ということで、保護者につきましては、令和8年度の加入募集周知の際に、民間委託及び料金改定することを検討していますというところの旨を、12月そして1月の2回にわたって、市の公式LINEでお知らせをしております。

また、支援員の方々につきましては、来年度から民間委託する方針であるというような旨を10月の連絡会議の中で説明をしたところでございます。また、契約締結後の12月には支援

員全員を対象に、民間委託が決定したことの報告と委託事業者による会社説明のほうを行ったところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ありがとうございます。

支援員の先生方には今会社説明を行っているということでしたけれども、保護者に対しては12月までの継続の申込みの案内の中に、よく見たら小さく記載があるのみで、具体的に何がどう変わるのかといったことが周知されていないように感じました。

今後、改めて丁寧な運営の変更事項などを説明する必要があると考えますが、今後説明する場が設けられるのかお尋ねいたします。あわせて、継続して働かれる支援員に対しても、4月から運営が変わることで、通常の業務が大きく変わることが予想されます。円滑に安心して働いてもらえるように支援員の研修等のサポート体制、こちらのほうも、しかれるのかお尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 令和8年度、入所が決定している保護者向けに、業務委託に関する説明会のほうを3月に実施するというところで予定しております。案内は、2月に送付いたしました入所決定通知のほうに同封しているところでございます。説明会では、受託事業者による会社説明や、入所前に準備していただくことなどを説明する予定でございます。

また、支援員の方々への今後の研修等につきましては、3月4日、5日に委託事業者による入社時研修が実施されるというふう聞いております。研修の内容についても、支援員としての基本的な接遇を踏まえた社員研修、また新規導入いたします登降所連絡アプリの操作手順、これらのほうの説明をということで聞いております。

今後は民間への委託を円滑に進めていくため、4月から万全の体制で運営を開始できるよう準備を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ありがとうございます。保護者、支援員の先生、どちらに対しても、混乱が起きないように丁寧な体制でお願いいただければと思います。ありがとうございました。それでは、次の質問項目、大きな項目3に移りたいと思います。

成田空港機能強化に対する旭市の対応についてということで、これについては市長にご答弁いただきました。ありがとうございます。

成田空港機能強化に伴うまちづくり方針基礎調査、これをまず行って、現状把握と求められる需要や今後の波及効果の分析を行うということで、つまり、これから何を行うべきか考えるための調査ということですので、私としては、思っていたよりもスピード感が遅いような気もするというのがちょっと正直な感想でございました。

そこについては一旦置いておいて、こちらの調査についてなんですけれども、結果についてはいつ出るのかという質問をしようと思いましたがけれども、先週の戸村議員の質疑において、令和8年度末に結果が出る予定であると答弁をいただきましたので、回答は結構です。

では、これを調査止まりで終わりにしないためにも、調査結果を基に具体的な施策をいつまでに打ち出すかなど、調査後のスケジュールについては設定をしているのか、お尋ねいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 具体的な施策につきましては、今回の調査結果を踏まえた上で決めていきたいと考えておりますので、これをいつまでに打ち出すかということについては、現時点では定めておりませんが、調査結果が出るまで何もしないというわけではなく、施策の案についての検討は調査と並行しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ありがとうございます。

このまちづくり方針基礎調査ですけれども、本市らしい冷静かつ慎重な姿勢が現れる調査であると思います。ですが、既に本市の強みについては、市長、先ほどもご答弁いただいた中にもございましたので、それらを生かすために何ができるか、それを早急に考えるべきではないかなと思いました。

成田空港の機能強化、そして成田市場のようなワンストップ物流拠点が近くにあるということを利用して、輸出の強化といった全国屈指の農業生産を誇る本市ならではの農業分野での取組を市として進める考えがあるのか。これまでも市農産物の輸出強化については、ほかの議員からも度々質問あったかと思いますが、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 市農産物の輸出につきましては、メロンや切り花などの一部の品目において現在行われているところでございます。市では、新たに輸出を希望する生産者に対し、県が行う輸出体制の整備や海外販路の開拓、販売支援などにつなげることで、取引の拡大を支援してまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） ただいまの答弁によりますと、市農産物の輸出については、現在、メロンや切り花など一部品目において取組が行われているということで、それについては大変すばらしく、ぜひ継続していただきたいと思っているのですが、希望する生産者について、県の支援制度につなげていくというのは、どうしても生産者の方の意向を待っているだけの形になり、市の何か動きで強化につなげるということは考えにくいと思う部分があります。現に、輸出に対して新たに進出するよりも、現行の国内の販路確保で十分だったり、そこまで手広くする余裕はないよという生産者、事業者さんばかりなのが現状ではないかなと想像します。そうした方々にも、ちょっと輸出やってみようかなと思ってもらえるような仕組みをつくるのが、市長のおっしゃるスピード感を持って取り組むということなのではないでしょうか。

繰り返しにはなりますが、成田市場にはワンストップで手続が可能な輸出拠点が整備されていること、また、自治体国際化協会CLAIRや日本貿易振興機構JETROなど自治体や企業を対象とした輸出支援機関も存在しております。旭市の強みを最大限に生かすためにも、今年度予算に計上されるまちづくり方針基礎調査と並行しながら、市農産物・旭市ブランドの輸出強化に向けた具体的事業に取り組む考えはないのか、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 旭市では高品質な農産物を生産しており、これらは国内市場のみならず、海外市場においても十分に競争力を有しているものと考えております。

今後の取組といたしましては、県や関係機関との連携強化を図り、輸出に意欲のある生産者や農業団体に対し、実効性のある支援策を検討してまいります。また、空港周辺自治体との広域連携も視野に入れ、地域が一体となったブランド発信についても研究してまいります。

成田空港の機能強化を地域経済活性化の好機と捉え、農業をはじめとした本市全体の持続的発展につながるよう、総合的に施策を検討してまいります。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員。

○8番（崎山華英） 市長、ありがとうございました。力強い言葉をいただいたと思っております。

ぜひ、ジャパン旭ブランドの推進を、研究、検討にとどめず進めていただけることを期待して、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時 5分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 戸村ひとみ

○議長（宮内 保） 続いて、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（3番 戸村ひとみ 登壇）

○3番（戸村ひとみ） 戸村ひとみです。

今回、私は地域の活性化と発展についてと観光の振興について、この2件について質問いたします。

まず、最初に1、地域の活性化と発展について、（1）令和9年度に開催が予定されている全国豊かな海づくり大会についてです。

盛大に行われることが想定されております。待望の天皇皇后両陛下がお越しになる行事ですので、市としておもてなしをどのように考えてどのように計画していくのかをお伺いします。

最初の質問としては、この全国豊かな海づくり大会の概要についてお願いいたします。

2の観光の振興についてです。

全国豊かな海づくり大会の開催を契機に、海業に対する期待も高まると考えます。飯岡漁

港周辺の多様な地域資源を生かして、どのように観光振興につなげていくのかを伺います。

一つ目の質問は、海業の計画年数等の進捗状況、お願いいたします。

一昨日、この木村会計の機関ニュース、こちらを頂きました。タイトルは「The Sky's The Limit 木村会計ニュース」です。この機関誌は、トップページに毎回「言葉の力」というのが記載されていまして、土屋金司さんの——お亡くなりになりましたけれども——版画と「言葉の力」、各界の有名な方の言葉が載っています。

今回の言葉、新井紀子さん、この方は日本の数学者で、専門は数理論理学、教育工学、人工知能など、国立情報学研究所社会共有知研究センター長の教授でございます。新井紀子さん、この方が「AI vs. 教科書が読めない子どもたち」、この中で紹介されている新井紀子さんの考えられる人材ということについての言葉でございます。

「AIができることは論理、確率、統計の数学の言葉で扱えるものだけ「ITやAIでは代替不能な人材、意味がわかり、フレームに囚われない柔軟性があり、自ら考えて価値を生み出せるような人材」、人材についてこのように触れていらっしゃいます。

ご存じのように、木村会計は旭市の会計監査を担ってくださっております。この新井紀子氏の言葉を載せられたというところに非常に深い意味があると思って、今紹介いたしました。

「ITやAIでは代替不能な人材、意味がわかり、フレームに囚われない柔軟性があり、自ら考えて価値を生み出せるような人材」、まさに何でもかんでも検索して出した答えに頼るAI依存症は、企業をはじめあらゆる組織が必要としていないということ。そして、何より私たちは自ら考えて価値を生み出せるような人材に旭の子どもたちを育てていかななくてはならない、そのことを肝に銘じるべきだと思います。

ということで、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の一般質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 1の地域活性化と発展について、2の観光振興について、ご答弁を申し上げます。

初めに、（1）の市として把握している事業概要はということでございまして、第46回全国豊かな海づくり大会につきましては、主催が豊かな海づくり大会推進委員会と第46回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会で、令和9年度に千葉県で開催されることが決定しております。

開催時期は令和9年秋を予定しており、詳細な日程は決定しておりません。開催場所は、

式典行事が千葉県東総文化会館、海上歓迎・放流行事が銚子漁港で開催されます。

大会の主な行事内容はまだ決定されておりませんが、これまでの大会では、式典行事として豊かな海づくり活動功績団体の表彰、最優秀作文の発表、大会決議などになります。海上歓迎行事・放流行事につきましては、漁船などによる海上歓迎パレード、稚魚の放流などが行われております。

続いて、2の観光の振興についての海業の現在の進捗状況についてご答弁申し上げます。

旭市の海業推進事業につきましては、事業推進の基本的な計画となる旭市海業推進事業計画の策定に向け、現在作業を進めております。具体的には、今年度に3回の海業推進地域協議会を開催し、委員の皆様からご意見をいただくとともに、飯岡漁港を利用する漁業者や事業参画に興味を持つ事業者、市民の皆様からもご意見をいただき、事業計画の素案をまとめました。

今月予定しております地域協議会でこの計画の承認をいただき、その後推進事業計画を策定、公表する予定でございます。

また、今後の予定につきましては、漁港管理者である千葉県が市の計画に基づき、漁港施設の長期貸付けなどを可能とする活用推進計画を策定し、この計画に基づいて事業者を公募することになります。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） それでは、全国豊かな海づくり大会のほうですが、日にちは決定していないということでしたが、例年の、例年のというか過去のというんですかね、昨年なども11月、その前も11月だったので、きっと11月ではないかなと。昨年に関しましては、伊勢志摩ですか、水族館を天皇皇后両陛下で視察していらっしゃるところが各テレビ局とかいろんなところのニュースで流れておりましたので、市民の方、ああ見たという方がまあまあいらっしゃるしまして、この周知について、市民の方への周知について、日付が決定していないのというのはあるんですが、ただ、秋ということでも周知を早めにやっていただく必要があるかなと思われまます。県のほうでも周知されましたし、市の広報でも1回は出ましたけれども、この周知の仕方、これから後、来年度なわけですから、でももし何かにつけ予算を取るとなったら今年度のうちにいろいろ市民の方への理解とかも深めておく必要があると思うんですが、今後の周知の仕方をお願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 周知方法でございますが、現在、本市で実施している海に関する各種イベントや広報、ホームページなどで本大会周知を図ることで、多くの方に関心を持っていただき、市民の皆様と一緒に大会を盛り上げていきたいと考えております。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 市が今後やるイベントとかで周知を図るということは、イベントにいらした方とかに伝えるということですか。それとも、もうイベントの告知というか、そのときに既にもう全国海づくり大会に関してのことが載っているという、そういうことですかね。載せられるということなんですかね。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） イベントに来た方への周知ということで考えております。

県が実施いたします機運醸成事業に関する今後の予定は、実行委員会において決定することになります。市といたしましては、海に関する各種イベントを通じて機運醸成を図るほか、県が実施いたします各種事業についても積極的に参加してまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） それでは、各種イベントということがございましたので、どんなものがあるのか、あと、県のほうとかでももちろんプレイベントとかあると思うんですが、どういうイベントが想定されているのか、お願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） イベントでございますが、市が行っている各種イベントという意味で、ぼるぼろですとかそういった海に関するイベントの中で、のぼり旗ですとかチラシなどを使って周知をしていくというような考えで、まだ大会の実行委員会のほうでそういったものはつくられておりませんのではっきりしたことは言えませんが、そういった形で周知を図っていきたいというふうに、今のところ考えております。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ちょっとイメージが湧かないので、ぼるぼろは今年度のぼるぼろのときにそういう周知をされるということですか。それとも、来年度ですか。いよいよ天皇皇后両陛下がお見えになる11月、その直前にある夏のぼるぼろのときにということですか。そ

うということですか。それはちょっと周知として非常に……、答弁いただかなかったのにあれですけども、周知ということでしたら、今年度にいろいろ手を打っておかないと、私はちょっと遅いと思うんですけども、そのあたりいかがでしょう。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 現在、3月27日に開催予定の全国豊かな海づくり大会実行委員会、この中で基本計画が策定されます。これは大まかな内容が決まる予定でございまして、周知については、令和8年度で周知してまいりたいということ、その直前、令和9年度も絡みますけれども、ずっと周知をしていきたいということになります。県と一緒に機運醸成を図ってまいりたいということでございます。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 令和8年度ですよ。つまり、今度の4月から始まる年度で行われるイベントの中で周知を図るということですよ。となると、ぽるぽるとか、ほかにもいろいろイベントがございますでしょう。そのときに、来た人に向けてチラシを配るのか、あるいは前もって冠をいただいてそういうイベントの周知をするのか。そのところをちょっとお伺いしたいんです。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 基本的には県の実行委員会で機運醸成を図っていくんですけども、市のできるということ各種イベント、産業まつりもそうですけれども、その中で一緒に周知を図るという意味でございますので、まだどういった形で周知をしていくかというものも、これから考えることでありますので、ご理解していただきたいと思えます。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 分かりました。なるべく広く市民の方に知っていただきたいというのがあって、以前も本会議場でも言いましたが、飯岡に関しては津波被害で犠牲の方とかがあったときに天皇皇后両陛下がお見えになってということで、あの地域の方々はずっと感謝の気持ちというのを持っていて、お店にも写真が貼ってあったりとか、そういうふうな状態の中で、いよいよ旭市に、東総文化会館に天皇皇后両陛下が来てくださるということで、皆さん本当に驚かれて喜ばれておりますので、それをもっと、知らなかったみたいなことにならないように、周知のほうをやっていただきたいなと思っております。

続きまして旭市の役割ですね。これは、先ほど言われた推進委員会のほうと県とでということだったんですけれども、当然ながら開催地として旭市を選んでくださっているわけですから、その中での役割というのがあると思うんです。ですから、その役割を教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 市の役割といたしましては、大会の円滑な運営のサポートはもちろんです、全国からお越しになる参加者に対しまして旭市を知っていただく絶好の機会であると考えております。現時点で詳しい内容は決定しておりませんが、本市の紹介や特産品を使った飲食物の提供など、有効なPRができるよう、県や実行委員会などと協議の上、検討してまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 銚子に向かってどこを通られるかという道路のあれで、市道ということはないでしょうから県道になるんでしょうけれども、でもそれにしても、県道全てが県の管理ということではない部分も通られる中であると思いますので、そのあたりのところで、道路の整備とか、あとは街路樹の整備とか、街路灯の整備とか、そのあたりが市として私は役割としてやらなければいけないんじゃないかなと思うわけです。予算がどこから出るかというのは別としてですよ、請求して出してもらえるものだったらもちろん出していただいて、あとは防犯カメラとか、市全体として、私は以前の一般質問の中でも防犯カメラの数が少ないのではないかとということで質問なんかしてきたんですけれども、やはり今回のこういう全国豊かな海づくり大会で天皇皇后両陛下がいらっしゃるということで、もっと防犯カメラを増やさなければいけないとかというような、それが契機になって、市全体の市民の安心・安全が守られるような方向になるのがベストだなと思っているんですけれども、そういった意味では、防犯カメラの増設なんかも、ちょっと前に知事のほうから、防犯カメラの増設に関してはというので県のほうの予算のほうでも述べられていたことがありましたので、そのあたりを市の役割として県のほうのお助けをいただきながら防犯カメラを増やすとか、これは課長のマターではないですよ、きっとね。すみません。そういったちょっと具体的に考えられる市の役割を教えてください。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 環境整備ということでちょっとご答弁させていただきたいと思

ます。

市が管理する道路や施設につきましては、適切な維持管理に努めるほか、県などが管理する施設についても、必要に応じて要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） それでは、この行事に対して市民参加はどのように考えられておりますか。市としての役割は今伺って、あと環境整備のほうを、ありとあらゆることをやっていただけるといふふうに聞いたんですが、では市民参加はどういう市民参加のやり方があるか、考えていらっしゃるか、ちょっと考えていらっしゃるがあればお願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 市民参加につきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 環境整備というところにも関わってくるというか、環境整備の一端だと思うんですけども、今、花いっぱい運動とか、そういうのに補助金を出していらっしゃいますよね。そういうので、あとは市民団体が定期的にビーチクリーンをやっていらっしゃる方とか、ビーチクリーンの方はビーチだけではなくて沿道のほうも掃除してくださったりとかしていらっしゃるの、そういった意味では、一番市民参加のありがたいやり方というんですかね、それになるのではないかなと思ひまして、ここの拡充みたいなことをぜひとも考えていただきたいと思うんです。花いっぱい運動を、プランターはあれだったのかな、種とか球根とかそのあたりをもっと広く市民の方に、令和9年度秋に天皇皇后両陛下がお見えになるので、沿道を花でいっぱいにしませんかとか、そんな呼びかけでもいいと思うんですけれども、花いっぱい運動がもうちょっと枠を広げていただいて、市民の方にもっと徹底して花いっぱい運動ができるような形で、それを考えていただけたらなど。

あと、ビーチクリーンも本当に毎回頑張ってくさっているグループの方いらっしゃいますが、とはいえ、以前も話したと思うんですけれども、本当にビーチがむちゃくちゃ汚れているわけです。流れ着くものやら飛んでくるものやら、あとサーファーとかいらした方が落としていかれるごみとか、一度ちょっと徹底的にビーチのほうも見ていただいて、ビーチクリーンをやられる団体とかに手厚い——手厚いと言ったらいいのかな、それじゃボランティアにならなくなってしまうのかも分からないですけれども、もう少し呼びかけのほうを

広めていただくとか、そういうことをやっていただきたいなと思います。

あと、参加方法の一つとしてちょっと私が考えたことなんですけれども、献上品とかというのは、すみません、これは市長に聞いたほうがいいのかな。旭市内にはとても有名な日本画家の先生とか、あと陶芸家の方はお亡くなりになりましたけれども……

○議長（宮内 保） 戸村議員、一問一答ですので、切るところで切ってください。

○3番（戸村ひとみ） そうでしたね。分かりました。忘れちゃっていた、一問一答でしたね。オーケー。

○議長（宮内 保） よろしくをお願いします。

○3番（戸村ひとみ） すみません。ではお願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 先ほど、市民参加について、これまでの大会で市民参加でやられていることについてちょっとお話ししますと、絵画ですとか習字コンクールの優秀作品の展示、それから本県の水産業や豊かな海づくりに関する企画展示、ステージイベントやふれあい体験コーナーとか物販とか、そういったものがされておりますので、県の実行委員会を通して検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、稚魚の放流、放流リレーをやっておりますので、できれば本市でも放流事業をやっていききたいというふうに思っています。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。絵画とか習字とか、子どもたちのとか、沿道に貼ったりとか、あと会場に貼ったりとか、すごくいいと思います。

私も実は行って来たんですけれども、今年度やられるところに行ってまいりました。ただ、市民の方へのインタビューとか、あと会場を見たりとかだけだったので、こういった市民参加が今までの会場でどのようにされたかというのはちょっと分からなかったものですから、ありがとうございます。ぜひこれ参考にさせていただいて、旭市の子どもたちにもこのあたりのところをお声がけしてもらえたらなと思います。

そんな中で、先ほどの市民参加の一環で献上品のことなんですけれども、旭市が誇る芸術家が何人もいらっしゃいますので、私はお亡くなりになった達郎さんとかは本当にすばらしいものを、献上できるような物すごいものを焼かれていましたけれども、今新進の陶芸家で林武宏さんという、この前、伝統工芸展で入賞された方。伝統工芸展は、佳子さまが総代の

あれで、そこで入賞された方、林武宏さんっていらっしゃるんですけども、その方とかに例えば献上品を焼いていただくとしたら、もう早くにお願いしておかなければできないじゃないですか。なので、ちょっとご提案を。

あと、椎名保先生も、平山郁夫画伯に師事していらした方で、本当にすばらしい絵を、役所にも飾ってありますけれども、だもんですから、ぜひもうこんなだって、一生かかったって天皇皇后両陛下が我がまちにいらっしゃるなんていうチャンスなんてない人のほうが、1億2,000万人の日本人の中でない方のほうが大半ですから、こういうチャンスに巡り会えたので、そういうところで旭市が誇る芸術家の作品を献上させてくださいみたいなのを、市長、お願いしてもらえないですかね。

(発言する人あり)

○3番(戸村ひとみ) そう、それを調べていただきたいんですよ。

ということで、あとは特産品の、先ほどおっしゃっていましたが、そういうのも市内には本当、一生懸命ピーナッツを何とか無農薬で作って、それを商品にして売り出そうとか、いろいろやっていたらいらっしゃる方がいらっしゃいます。そういう方に、ぜひとも本当に天皇皇后両陛下に召し上がっていただきたいような特産品なんかの開発もお願いしてみるとか、いろいろ市民参加のやり方があると思いますので、研究していただきたいと思います。

次の質問でいいですか。

○議長(宮内 保) いいです。

○3番(戸村ひとみ) ちょっとヒアリングのときに、今後視察に行かれるということを知ったんです。職員さんが、以前やられたところ、あるいは今年度やられるところかな、大阪かな、視察に行かれるというのを聞いたんですけども、私、ちょっと一足先に行ってきますなんて行ったんですけども、その視察にどなたが行かれて、それをどういうふうにフィードバックされるのかというのをちょっとお伺いしたいです。いつ行かれてということをお伺いしたいです。

○議長(宮内 保) 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長(伊藤弘行) 今年度も、1人視察に、県と一緒に職員が行っております。式典行事の内容をちょっと見てきていただいております。

来年度なんですけれども、大阪大会なんですけれども、これは今のところまだはっきり決まっておりますが、市長をはじめ市の農水産課の職員数名が県と一緒に伺う予定でございます。

ます。

令和9年度の事業をどうやっていくかということ、検討材料として県と一緒に考えていきたいというふうに思っています。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。今年度の伊勢志摩のほうに行かれたということなんです。ありがとうございます。

やはり真実は常に現場にあるので、行っていただくのが一番かなと思って、私もついこの前、大阪のほうまで行ってきたんですけども、実は大阪の会場を見まして物すごいショックを受けたんです。スケールがあまりにも違い過ぎて、浪切ホールというところで式典をやるということ、浪切ホールに行ってきました。本当にすごい建物で、物すごいスケールで圧倒されたんですけども、あと、大阪の南の海ですか、あちらに行って、放流事業をやる場所という、府立の公園をずっと歩き回ってきました。物すごく広くて、素晴らしい整備がしてあって、すごいところでやられるんだなと思ったんですが、でも翻って私たち旭市って、そういう都会のごみごみしたようなところ、建物は物すごいものが並んでいて、ビーチラインをずっと走って放流事業のほうに行くんですけども、ずっと工業地帯やら何やらのところをずっと通っていくんですけども、30分ぐらい走って放流事業をやる場所なんですけども、そこも本当にスケールが大き過ぎて、でも、私たちの旭市って、そんなじゃない。本当に海、そしてこの青い空、この自然が、そんな都会の、私たちがほぼ見飽きている——私たちが見飽きていると言ったら大阪に対して失礼なのであれなんですけども、とにかく旭のすばらしさを私は逆に感じたんです、人工的な物すごくスケールの大きいものではなくて、もともと旭市にある、飯岡海岸とかにある自然を、本当にこれはかけがえないものだなと思って、帰りの新幹線でずっと。だから、これを生かす、旭市の持ち味を生かすような全国豊かな海づくり大会にぜひともしていただきたいなというのを思いながら新幹線で帰ってきたわけです。

そのところで、もう一つは、津波から来年度で16年になりますか。こんなふうに旭市は復興しつつあるんですよというところをお見せできるような、そういうイベントに、市当局はじめ市民みんなと一緒にできてきたら理想的なんじゃないかなと思いつつ帰ってきたわけです。

ということで市長、市長のお考えを聞かせてください。だって、天皇皇后両陛下がお見えになるんですよ、市長。

○議長（宮内 保） 戸村議員、これ観光振興ということですか。

○3番（戸村ひとみ） 観光振興というか、いやいや、全国豊かな海づくり大会について言っているんです。

○議長（宮内 保） （1）のほうですよ。2の（1）ね。

○3番（戸村ひとみ） （1）です。天皇皇后両陛下がいらっしゃるイベントに対しての思い入れといましようかというのを、ちょっと市長に。

○議長（宮内 保） 戸村議員、再度確認します。今の質問は、大きい1番の（1）ですか。

○3番（戸村ひとみ） だって、大きい1は（1）しかないですもん。

○議長（宮内 保） だけれども、大きい観光振興についての質問に入っていたわけですよ。

○3番（戸村ひとみ） うそ、入っていないですよ、私。全然入っていない。まだずっと、だって全国豊かなまちづくり大会でいった。

○議長（宮内 保） では、戸村議員の質問に対して答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 先ほど課長が答弁申し上げたとおり、主催は、豊かな海づくり大会推進委員会と第46回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会でございます。ですので、この両組織と連携協力を取りながら、旭らしい催しはどういったものにすればいいのか、あるいは全国から来てくださる、天皇陛下も来てくださるということで、そういった方々に旭市のPRを強力にしていまいりたいと考えております。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。津波からの復興で本当にお見せできる、ここまで復興していますみたいな、そこをお見せできるようなところに、これは市としてのスタンスでございますので、そこをよろしく願いいたします。

ということで、2です。観光の振興についてです。

これ、でも全国豊かな海づくり大会と相乗効果を狙っての質問でございますので、進捗状況をお伺いしたんですが、計画年数のことがちょっと漏れていました。計画年数等と言ったんですけれども、たしかおととしぐらいに5か年計画だったと思うんですよ。

○議長（宮内 保） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時45分

○議長（宮内 保） 再開します。

答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 現在、海業推進事業計画を策定中でございます。当初、最短で5年程度ということでありましたけれども、計画年数ははっきり決まっていなかった状況でありましたけれども、これから最短でも5年ぐらいというような状況でございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ゴールが決まっていない計画って、いつまでたってもできないというのが一般常識としてあるんですけれども、これ、たしかおととしぐらいに最短で5か年というのを委員会でもお伺いしました。これから5か年ということをおっしゃったんですが、そうになると、私は、海業と、あとは全国豊かな海づくり大会が開催されることで、これが起爆剤となって海業が進むというふうに思っていたんですけれども、ちょっとしたずれがここで起こってしまうかなと思うわけです。

今後の予定としては、これから事業計画の素案ができて、できているのを認めてもらうということということですが、海づくり大会との関連性を聞いたかったんですけれども、海づくり大会が行われることで、この海業、これが早く進むとかというような可能性というのはありますか。

だって、なぜこんなことを聞くかといいますと、ビーチラインの整備とか、私はビーチラインを通られると想定してですけれども、その整備とかが進むということは海業にとっても物すごいメリットになると思っていますわけです。ですから、そこの相乗効果を狙っての質問なんですけれども、どうでしょう。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 全国豊かな海づくり大会と海業の相乗効果ということでご答弁申し上げます。

全国豊かな海づくり大会と海業は、いずれも海や漁業をキーワードとする事業であり関連性は高いものと認識しております。

本市の様々な海や漁業に関するイベントなどで周知を図ることで、二つの事業に対する市民の認知度を高め、漁業への理解を深めていただきたいと考えております。

また、全国豊かな海づくり大会では、本市の海業の取組についても積極的にPRしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） そうですね、関連性は非常に高いと私も思っているわけです。ですから、早く進めていただくというか、これから5か年計画みたいな、それも仕方がないのかも分からないですけども、ただ、おとしに5か年計画と伺っていたものですから、どうしているのかなというのがありまして、これをもっと積極的に海業と全国豊かな海づくり大会とを結びつける形で、関連性を持たせる形で進めていただきたいと思います。

そうすることで、先ほども言いました道路の整備とか、ビーチラインの道路の整備なんかも進んでいくと思うんです。ビーチラインの道路整備というのは、旭市の観光というところでは本当に大切なことですので、先ほど常世田議員のほうの一般質問の中でもありましたけれども、住民と、あと通行する車とかトラックとか、そういうものとの意識の乖離というんですか、そういうものがあるというのがあったんですけども、ビーチラインに関してもそうなんですよ。

あそこは住民と観光客と、あと大型のトラック、それとが入り混じって通行するところなので、非常に皆さんの意識の乖離がありまして、危ないところが結構ありますし、あと大型のトラックが、早朝とか見ていただくと分かるんですけども、あれは銚子から来ているんですかね、物すごい大きなトラックが魚を載せているんですかね、あれがががが通っているわけです。そうすると、道路も非常に早く傷みますし、あと橋との境のところに段差ができていて、がーんと物すごい音がして、住民からのクレームで、それも1回直していただきましたけれども、すぐまた劣化してしまうんですよ。

そういった意味では、観光にもマイナス、住民の生活にもマイナスというところがありますので、全国豊かな海づくり大会での整備が進むと観光にもメリット、あとももちろん最優先は住民の生活なんですけれども、そういうところでウィン・ウィンというふうになると。

あとは、交通体系というんですか、大型の、あれは10トン車ぐらいのかな、そういうものを果たして観光のラインに走らせていいのかどうか。もしそのラインを天皇皇后両陛下がお通りになるとしたら、そういうところの検証とかにもつなげていただけるのかなという、私のほうのちょっと願いでございますけれども、そういった意味で、ぜひともビーチライン

を通ってから海業の漁港ですから、その整備ということが旭市の観光に非常にメリットをもたらすということで、そこのご検討もお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一） 飯岡一宮線の整備につきましては、県道であることから、市といたしましては千葉県海匠土木事務所に対し毎年、道路の安全対策や整備促進を要望しているところでございます。

全国豊かな海づくり大会の開催は、県に対して整備を強く働きかけるのに絶好の機会と捉えております。道路環境向上について、引き続き県への要望を継続してまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） ありがとうございます。本当に絶好の機会だと思いますので、ぜひとも強くお願いいたします。

あとは、ヒアリングのときにも言ったんですけども、街路樹というか防風林というか、松くい虫ですね。あまりにも景観が悪い、悪過ぎる。そういうところも、防風林ですか、松くい虫がいっぱい出ているところ。あれは県の管轄ですか。つちや食堂の前ぐらいからずっと枯れた松がいっぱい立っているんですけども、それはどこの管理ですか、管理というかどうかの所有ですか。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 保安林の面積ですけども、回答させていただきますが、旭市の保安林の面積なんですけれども、約86ヘクタールでございます。県有林が48ヘクタールで、市有林が20ヘクタール、民有林が18ヘクタールというところでございまして、そういった状況にございます。

ユートピアセンターとかそういったところの保安林に枯れた松がありますが、今年度中に一応伐採する予定でございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員。

○3番（戸村ひとみ） 分かりました。ずっと恐らく課長も気になっていらしたと思う。私もとても気になっていました、松くい虫にやられた松がね。やっぱりそういうことで、こうい

う大会が誘致されたということでちょっときれいにしなければいけないかというようなことが、結構いろんなあれであると思いますので、そのあたりのところもお願いしたいと思います。

私は、この全国豊かな海づくり大会に関しましては、引き続き、また一般質問で取上げさせていただきたいと思いますので、その都度、進捗状況とか新たな妙案が湧き起こっていたりしたようなことをお聞きしたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 戸村ひとみ議員の一般質問を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後3時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時 5分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（宮内 保） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（17番 伊藤房代 登壇）

○17番（伊藤房代） 議席番号17番、公明党、伊藤房代でございます。令和8年第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は大きく分けて3点の質問をさせていただきます。

1点目、物価高対策について、2点目、防災対策について、3点目、投票率の向上について質問いたします。

まず、1点目、物価高対策について質問いたします。

（1）物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業について、今後の予定について伺いいたします。

現在、食料品をはじめとする生活必需品の価格は依然として高止まりし、物価高の長期化

により市民生活は厳しい状況が続いています。地域経済の回復は道半ばであり、物価上昇に伴うコスト増が事業活動の継続を困難にする事例も見られます。

こうした中、令和7年12月16日、国会において令和7年度補正予算が成立し、重点支援地方交付金推奨事業メニューは全国で2兆円に拡充されました。重点支援地方交付金は、食料品価格などの物価高騰の影響を受けた生活者などに対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援を行うために交付されるものであり、その活用については、市民生活の緊急的な支援の手段として極めて重要です。

今定例会において、旭市でも令和7年度補正予算に盛り込まれましたが、生活者支援への物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業について、その内容と今後の予定についてお伺いいたします。

2点目、防災対策について質問いたします。

(1) 地震による火災を防止する一方策として有効な感震ブレーカーの設置・購入に対する支援制度はあるのかお伺いいたします。

大規模地震時における電気火災の発生状況について、過去の大規模地震被害では、阪神・淡路大震災では、地震火災139件のうち電気火災が85件、東日本大震災では、地震火災108件のうち電気火災が58件、首都直下地震被害想定では、阪神・淡路のおよそ7倍の焼失棟数、南海トラフ地震被害想定では、阪神・淡路のおよそ22倍の焼失棟数となっています。

具体的な火災事例として、地震発生時に使用していた電気ストーブが転倒し停電、復電後転倒状態のまま電気ストーブの加熱が始まり、発熱部と接触していた布団から出火。また、地震により建物が一部倒壊するとともに停電し、復電後、屋内配線の地震により損傷を受けた部分で短絡し出火などがあります。

地震時の電気火災の発生を抑制するためには、避難時にブレーカーを落とすなど電気を遮断することが有効であるが、大規模地震における避難時は緊迫した状況であり、ブレーカーを自ら落とすという行動が困難な場合がある。このほか、避難行動要支援者などにおいて分電盤のブレーカーを落とすことが困難な場合や、外出時に地震が発生した際などは電気を遮断できない状況が起こり得る。

感震ブレーカーは、一定の震度において自動的に電源を遮断できる装置であり、地震時の電気火災の抑制に効果がある。

市では、地震による火災を防止する一方策として、感震ブレーカーの設置・購入に対する支援制度はあるのか、お伺いいたします。

(2) 感震ブレーカーの普及を促進するための取組についてお伺いいたします。感震ブレーカーを普及促進するために、これまで旭市ではどのような取組をされてきたのか、お伺いいたします。

3点目、投票率の向上について質問いたします。

(1) 投票率を上げるための取組についてお伺いいたします。旭市では、投票率を上げるための取組としてどのようなことをされているのかお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員の一般質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私のほうから、大きな1項目め、物価高対策についてご回答申し上げます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業、本市では三つを予定しております。それぞれ事業内容と今後の予定についてご回答申し上げます。

一つ目が、旭市物価高騰対策臨時特別給付金給付事業といたしまして、全市民に対し、市民1人当たり1万1,500円の給付金を支給いたします。

今後の予定でございますが、本予算成立後速やかに市民の方へ給付手続を開始し、5月からの支給を予定しております。

二つ目です。プレミアム付旭市共通商品券発行事業といたしまして、市内の商店等で利用できるプレミアム率20%の商品券を発行いたします。こちらは、ワンセット1万2,000円分を1万円で販売するもので、発行予定数は2万2,000セット、1世帯5セットまでが購入可能となります。

今後の予定でございますが、5月に入りましてこの事業内容について周知を図りまして、往復はがきにより購入の申込受付を開始いたします。申込みの締切りは5月の15日で、申込み多数の場合は抽せんを行い、6月下旬までに当せん、落せんのはがきが手元に届くように通知いたします。当せんされた方は、7月1日から7月10日の10日間で希望された市内の郵便局で商品券を購入していただく流れとなります。商品券の使用期間は7月1日から12月31日までの6か月間となります。

三つ目です。水道料金の減免になります。こちらは、水需要の多い夏の時期に、水道基本料金2か月分の減免を予定しております。1か月当たりの減免額、2か月分で税込み4,620円、対象件数はおよそ2万1,500件を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（宮内 保） 消防長。

○消防長（常世田昌也） 私からは、2項目め、防災対策について、（1）（2）について回答いたします。

まず、（1）の支援制度についてでございますが、旭市の現状といたしましては、感震ブレーカーの設置・購入に対します補助金等の支援制度は行っておりません。

続きまして、（2）感震ブレーカーの普及を促進するための取組についてでございますが、国の示す感震ブレーカーの普及促進に関する考え方におきましては、地方公共団体の防災部局のみならず、電気関係事業者や住宅関連事業者等の関係者と連携し、普及促進体制を構築されることが必要とされております。

旭市におきましても、地域防災計画を所管する防災部署、これが中心となりまして、関係機関と連携を図りながら、それぞれの役割を明確にした協力体制の構築に努め、実効性のある普及促進を図ることが重要であると考えます。

消防本部としましては、その体制の下、通電火災防止の観点から、市民への普及啓発に積極的に取り組んでいるところでございます。取組内容といたしましては、市ホームページや市広報紙に通電火災防止のための感震ブレーカーの必要性やチラシなどを掲載しております。また、市内イベント会場等において、感震ブレーカーの設置に関するアンケート調査や啓発活動、これを実施しておるところでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） それでは、総務課からは3項目めの投票率の向上についてお答えいたします。

民主主義の基本は、市民の意思を政治に反映することであり、民意を正しく反映させるために、選挙での多くの投票、投票率の維持が大切であると考えております。

そこで、平成28年の総務省の調査で、子どもの頃に親が行く投票に付き添ったことがある有権者は選挙への関心が高く、投票に行く傾向が強いことが示されていることから、令和7年3月の千葉県知事選挙から、新たな選挙啓発として、親子で一緒に投票所に訪れてもらえるよう、千葉県選挙管理委員会と共に子ども向けの啓発物資を配布しております。今年度実施した選挙でも、記念証、塗り絵付折り紙、ラムネ菓子を親子で投票所に訪れたお子様に配布したところでございます。

こういった取組や、これまで実施しています高校生向けの主権者教育などを継続していくことで、正しく選挙を理解し、若者に政治に関心を持っていただくよう努め、投票率の向上に結びつけていきたいと考えております。

今後も、投票率向上に対し効果的な改善策について、千葉県選挙管理委員会や近隣市選挙管理委員会からも情報収集し、研究してまいります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） それでは、何点か再質問させていただきます。

1点目の物価高対策の（1）については、一日も早く、この3事業が無事故で実施できるようにお願いをして、次の質問に移らせていただきます。

2点目の防災対策についての（1）のところでございますが、設置・購入に対する支援はないということでありますけれども、再質問で、感震ブレーカーのタイプと特徴について伺いたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 回答いたします。

感震ブレーカーには三つございまして、まず分電盤に内蔵されている分電盤タイプ、それと2点目としまして、コンセントに差し込むコンセントタイプ、それとブレーカーにばねやおもりを取り付ける簡易タイプのものがございます。

分電盤タイプとコンセントタイプのものは、センサーが地震の揺れを感知し電気を遮断する構造となっており、簡易タイプのものにつきましては、地震の揺れによりブレーカーに取付けたばねの作動やおもりの落下によりブレーカーをオフにして電気を遮断する構造となっております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） 例えば分電盤タイプ、またこの3種類の金額的なものがもし分かりましたらお願いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時21分

○議長（宮内 保） 再開します。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 失礼しました。

まず、分電盤タイプ、内蔵型でございますが、こちらが標準的なもので5万円から8万円かかると言われております。また、分電盤タイプには、今のは内蔵型ですが後づけ型というのもありまして、分電盤タイプの後づけ型であれば約2万円ということであります。それと、コンセントタイプにつきましては5,000円から2万円ぐらいでございます。それと、簡易タイプ、こちらはぶら下げるようなものですが、これは3,000円から4,000円程度というものでございます。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ありがとうございます。

それで、選択方法に関する考え方についてお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 選択方法の考え方につきましては、工事の有無、また費用、信頼性の3点が挙げられます。

分電盤タイプにつきましては、一定の揺れを感知した場合に全ての電気を遮断する機能がついたもので、取付けには電気工事が必要となり費用の負担が大きくなりますが、作動に対する信頼性が高いタイプとなります。

次に、コンセントタイプでございますが、電気工事が不要なものが必要なものがあり、信頼性も高く、分電盤タイプと比較すると費用の負担が低いものの、一般的には設置したコンセントのみを遮断するものとなります。

最後に、簡易タイプですが、こちらは工事が不要であり、数千円と費用の負担が少ないものの、購入者自らがブレーカーに設置するものであり、正しく設置できない場合には作動に信頼性が持てないものとなります。

これらの特徴を考慮した上で、各家庭や建物の状況に合うものを選択していただくこととなります。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ありがとうございます。

購入に対する支援は今ないんですけれども、例えば高齢者がいる世帯や要介護者がいる世帯を優先にまずは支援ができないか。全部ではなくて、まずは高齢者だとか、また要介護者がいる世帯を優先に支援ができないか、お伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 支援制度につきましては、感震ブレーカーは、個別の火災予防にとどまらず、地震時の同時多発火災を抑制し、被害の軽減を図る予防策、減災対策であります。また、住宅の電気設備や構造に関わる内容でもあります。

このことから、防災担当部署が中心となり、地域防災計画との整合性を図りながら、住宅政策や電気事業者など、関係部署、関係者と連携をして制度の設計、普及促進を総合的に進めることが必要であると考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） ありがとうございます。時間がかかるとは思いますけれども、よくその辺はまたいろいろな各関係部署と連携を取って、感震ブレーカーのこういうすばらしいんだというものを、皆さん、まずはどこか1か所からできたらいいのかなと思いますので、よろしくお伺いいたします。

では、次に移ります。（2）の感震ブレーカーの普及を促進するための取組については、今後も防災会議だとか、また自主防災組織への呼びかけだとかを徹底していただければと思いますので、次に移ります。

3点目の（1）の再質問をさせていただきます。

今いろいろな自治体で、投票率を上げるための工夫として、有権者の来場を待つ投票所から有権者のいるところに出向く投票所という発想の転換が投票率向上につながる考え方です。

そこで、例えばイオンタウン旭や旭農業高校、また東総工業高校でも期日前投票所が設置できないかお伺いいたします。

○議長（宮内 保） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 期日前投票所の設置には、二重投票防止のため、投票管理システムと通信安全性の高い回線の確保が必要不可欠となります。技術的には、これら要件を満たせば、イオンタウン旭や市内の高等学校に期日前投票所を設置することは可能と考えております。しかしながら、現在、市には四つの期日前投票所を設置しておりますので、投票所の数としては充足しているものと判断しております。

また、新たに増設するとなれば、投票立会人、投票事務従事者の確保のほか、ほかの投票所との配置バランスなどを含めて十分な検討が必要と考えております。

期日前投票所の増設の課題や制約については簡単に解決できないものもございますが、先進的な取組に関しては従前から情報収集に努めておりますので、必要に応じて、新たな取組を速やかに導入できるよう、継続して研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○17番（伊藤房代） 難しいといえば難しい、でも決意して、よしというふうに思って、イオンタウン旭や旭農業高校、また東総工業高校でも期日前投票所が設置できたら、さらに投票率がアップするのではないかと思いますので、これは要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内 保） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊藤房代議員は自席へお戻りください。

以上で本日予定しました一般質問は終了いたしました。

○議長（宮内 保） これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は4日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時27分